

# **第3次横芝光町男女共同参画計画**

**2024(令和6)年度～2028(令和10)年度**

**素案**

**2023(令和5)年12月**

**横芝光町**



## 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動向.....	2
(1) 国際的な動向.....	2
(2) 日本の動向.....	3
(3) 千葉県の動向.....	5
3. SDGsとの関連.....	6
第2章 横芝光町の現状.....	7
1. 各種データから見る町の状況.....	7
(1) 人口動態.....	7
(2) 世帯の状況.....	9
(3) 婚姻や出生の状況.....	11
(4) 就業の状況.....	13
(5) 女性参画に関する状況.....	16
2. アンケート調査からみる町の現状.....	17
(1) 町民意識調査.....	18
(2) 町内企業実態調査.....	24
(3) 職員意識調査.....	26
3. ヒアリング調査からみる町の現状.....	27
4. 前計画（第2次計画）の評価と課題.....	29
(1) 進捗状況の総括.....	29
(2) 指標の達成状況.....	34
5. 本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向.....	40
(1) 男女共同参画の幅広い意識啓発・情報発信.....	40
(2) あらゆる暴力の根絶と連携による支援体制の充実.....	40
(3) 政策・方針決定過程への一層の女性の参画促進.....	40
(4) 男性の家事・育児等への参画促進と女性が活躍できる環境づくりによる ワーク・ライフ・バランスの実現.....	40
(5) あらゆる人が安心して暮らし続けられる男女共同参画の基盤づくり.....	41

第3章 計画の基本的な考え方.....	42
1. 基本理念.....	42
2. 計画の性格.....	43
3. 計画の期間.....	43
4. 基本目標.....	44
5. 重点施策.....	45
6. 施策の体系.....	46
第4章 計画の内容.....	47
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり.....	47
基本方針1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消.....	48
基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実.....	49
基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり.....	51
基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	53
基本方針4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現.....	54
基本方針5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進.....	57
基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり.....	59
基本方針6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重.....	62
基本方針7 防災分野における男女共同参画の推進.....	65
基本方針8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援.....	66
基本方針9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備.....	68
基本目標Ⅳ 計画の推進.....	70
基本方針10 推進体制の充実.....	71

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2009（平成21）年1月に「横芝光町男女共同参画計画」、2019（平成31）年3月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画を一体的に策定した「第2次横芝光町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しさまざまな取組を行ってきました。

人口減少社会の到来やこれに伴う社会の変化、そして、近年の異常気象による安全・安心に対する意識の高まりなど、本町を取り巻く情勢が大きく変化している中、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、ますます重要になっています。

また、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらしたとされています。

こうした状況を踏まえ、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、「もはや昭和ではない。」（内閣府「令和4年版男女共同参画白書」より）令和の時代にふさわしい男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次横芝光町男女共同参画計画」を策定します。

## 2. 男女共同参画に関する国内外の動向

### (1) 国際的な動向

国際社会においては、国連を中心に、男女平等・男女共同参画の実現に向けた取組が進められてきました。国連では1975（昭和50）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

#### 【近年の動向】

##### ●SDGsによる「ジェンダー平等」の推進

2015（平成27）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。そのひとつのゴール5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

##### ●世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表

2023（令和5）年6月、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しました。

「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータからなる指数ですが、日本は国別のランキングで対象146カ国中125位と、前年の116位から9つランクを下げ、先進国の中で最低レベル、2006（平成18）年の調査開始以来過去最低の結果となっています。

日本は、「教育」と「健康」は、世界トップレベルである一方で、「経済」及び「政治」における順位が低い評価となっています。

## (2) 日本の動向

わが国では、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指してきました。

また、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第 5 次の計画を策定しています。

「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

### 【近年の動向】

#### ◆「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化社会への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、2020（令和 2）年に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、「2020 年代の可能な限り早期に」指導的地位に女性が占める割合を 30%程度にするという目標が掲げられています。

#### ◆男性の育児休業取得の促進に向けた「育児休業・介護休業法」の改正

男性の育児休業取得率は、2020（令和 2）年に初めて 1 割を超え 12.65%となり、2021（令和 3）年は 13.97%まで上昇しています。しかし、2025（令和 7）年までに 30%という国の目標までは開きがあります。

男性の育児休業取得を促進するため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設を含む、改正育児休業・介護休業法が 2022（令和 4）年 4 月から段階的に施行されています。

#### ◆男女の賃金格差の見える化に向けた「女性活躍推進法」の省令・告示の改正

2022（令和 4）年 7 月、女性活躍推進法の省令・告示が改正・施行され、従業員 301 人以上の大企業に対し、女性の活躍に関して公開すべき情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務化されました。

#### ◆「LGBT理解増進法」の成立・施行

性的少数者に対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が2023（令和5）年6月に国会で成立・施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

#### ◆「DV防止法」の改正

2024（令和5）年5月、DV防止法が改正され、2024（令和6）年4月より施行されます。今回の改正の主な内容は、DV被害に「自由、名誉、財産に対する脅迫」を追加し、救済する対象を身体的暴力だけでなく、精神的暴力にも拡大され、被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」の対象が拡大されたこと、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本的な計画に、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載すること等となっています。

#### ◆「困難女性支援法」の成立

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024（令和6）年4月より施行されます。対象は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。国は基本方針を、都道府県は都道府県基本計画を策定しなければならないものとされ、市町村は市町村基本計画の策定に努めるものとされています。



### (3) 千葉県の動向

千葉県においては、2001（平成13）年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、以降、時代に応じた見直しを行いながら、2021（令和3）年3月新たに「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

#### 【近年の動向】

##### ◆「第5次千葉県男女共同参画計画」の策定

2021（令和3）年3月、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標に、「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の3つの基本目標を設定した「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

##### ◆「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」の策定

2022（令和4）年3月、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指し、「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」をはじめ6つの基本目標を掲げる「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。この中で、基本目標の一つに「市町村におけるDV対策の促進」を掲げ、市町村と連携したDV対策の促進を図るとしています。

### 3. SDGsとの関連

- SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、2015(平成27)年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsには、17のゴールの下に169のターゲットが設定されており、解決すべき課題は多岐にわたっています。

- ゴール5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。
- 本町では、第2次横芝光町総合計画において、SDGsの視点を取り入れながら施策の推進を行っています。そのため、本プランにおいても、SDGsの視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。

#### SDGsのアイコン



## 第2章 横芝光町の現状

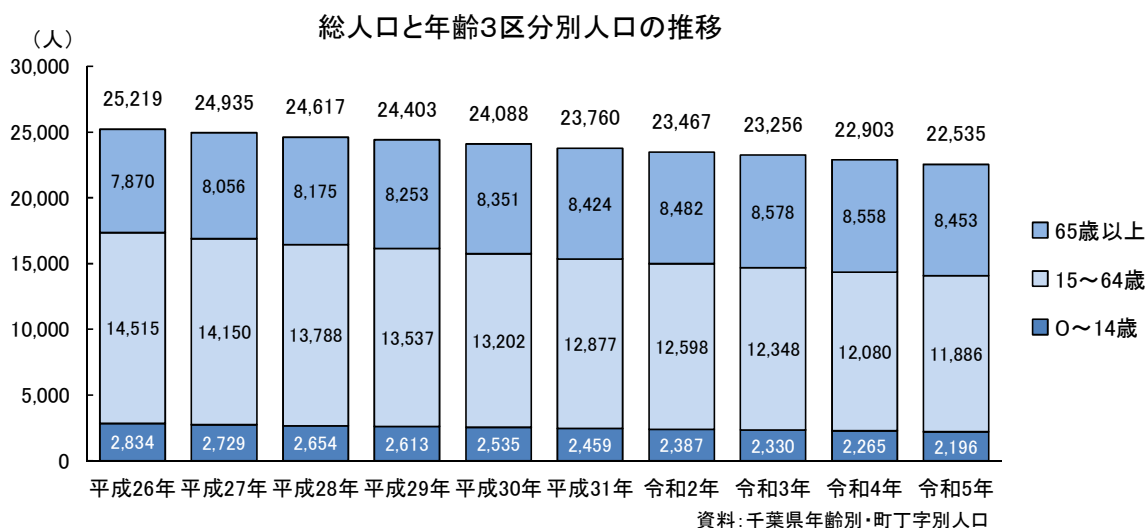
### 1. 各種データから見る町の状況

#### (1) 人口動態

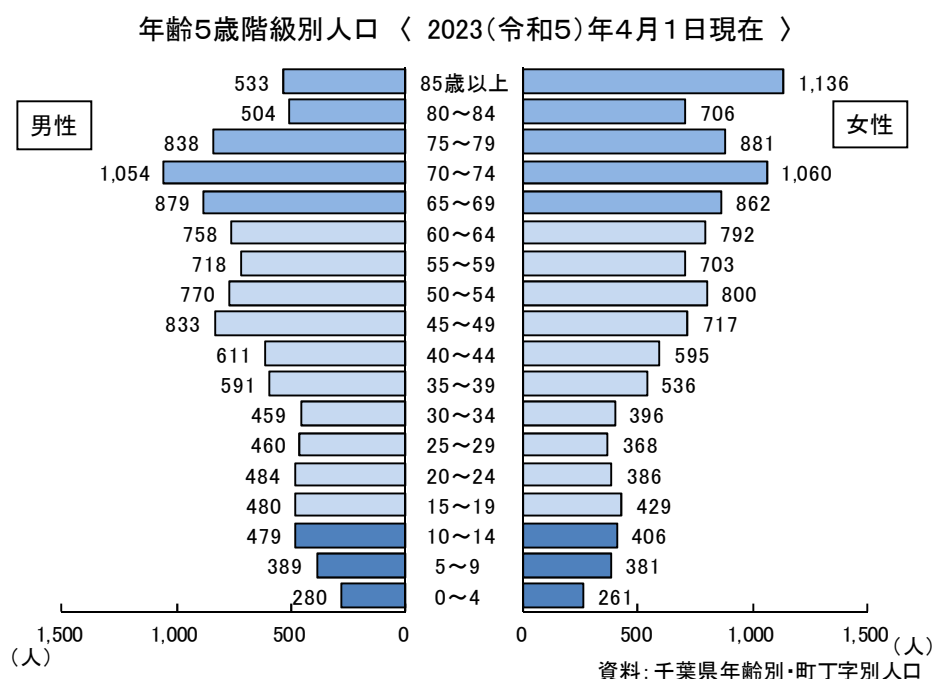
##### ① 総人口の推移

本町の人口は、2023（令和5）年4月1日現在 22,535 人であり、この10年間一貫して減少が続いています。

年齢3区分別人口については、2022（令和4）年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全てにおいて減少となっています。



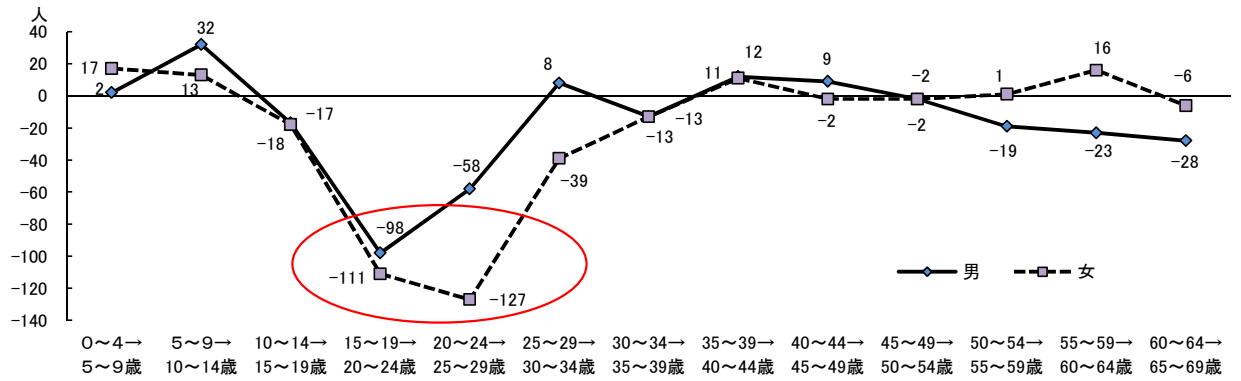
本町の年齢5歳階級別人口をみると、女性は85歳以上、男女ともに65～79歳人口が多くなっています。



## ② 性別・年齢5歳階級別の人口移動の状況

2018(平成30)年と2023(令和5)年の年齢5歳階級別人口を比較し、ライフサイクルごとの人口の流動をみると、男女ともに15～19歳から20～24歳と20～24歳から25～29歳の移行期に大きく減少しています。特に女性は、男性の1.5倍近い減少となっています。

性別・年齢5歳階級別人口の推移 〈 2018(平成30)年→2023(令和5)年 〉



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯構成

一般世帯を家族類型別にみると、本町では千葉県に比べ、「核家族以外世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

ただし、一般世帯の構成比を経年で比較すると、3世代世帯を含む「核家族以外の世帯」は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

一般世帯の推移と構成

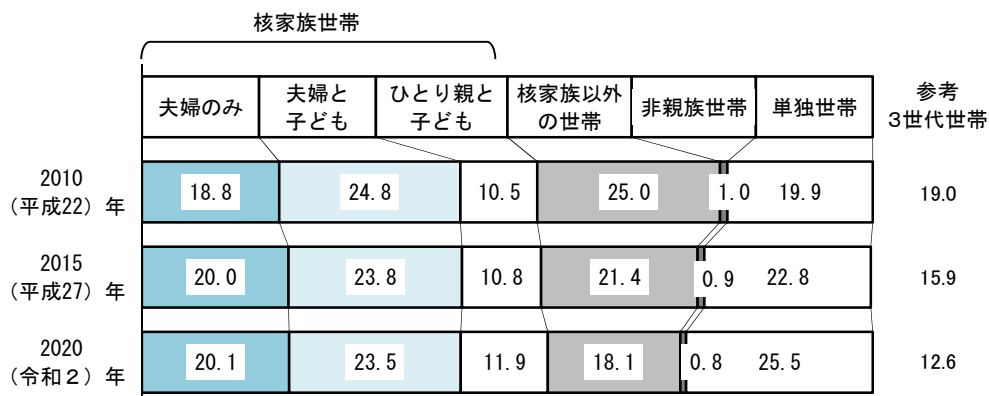
単位：世帯、%

区 分	横芝光町						県
	2010(平成22)年		2015(平成27)年		2020(令和2)年		2020(令和2)年
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	構成比
核家族世帯	4,475	54.1	4,601	54.6	4,590	55.5	56.8
夫婦のみ	1,552	18.8	1,687	20.0	1,664	20.1	20.7
夫婦と子ども	2,054	24.8	2,001	23.8	1,941	23.5	27.3
ひとり親と子ども	869	10.5	913	10.8	985	11.9	8.8
男親と子ども	142	1.7	166	2.0	187	2.3	1.4
女親と子ども	727	8.8	747	8.9	798	9.7	7.4
核家族以外の世帯	2,068	25.0	1,805	21.4	1,496	18.1	5.7
非親族を含む世帯	85	1.0	77	0.9	66	0.8	1.0
単独世帯	1,643	19.9	1,920	22.8	2,111	25.5	36.3
合 計	8,272	100.0	8,423	100.0	8,263	100.0	100.0

(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

(資料) 国勢調査

一般世帯の構成比(経年比較)



資料：国勢調査

## ② 高齢世帯の状況

高齢単身世帯は増加、高齢夫婦世帯は増加・横ばい傾向にあります。両者を合わせた高齢者のみの世帯は一般世帯数全体の約3割であり、増加しています。

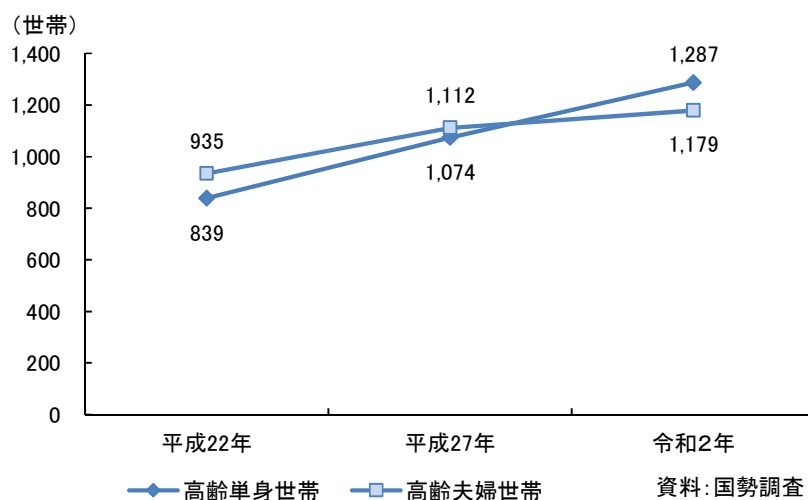
高齢世帯の推移

単位：世帯、%

	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	高齢者のみの世帯	割合
2010(平成22)年	839	935	1,774	21.4
2015(平成27)年	1,074	1,112	2,186	26.0
2020(令和2)年	1,287	1,179	2,466	29.8

資料：国勢調査

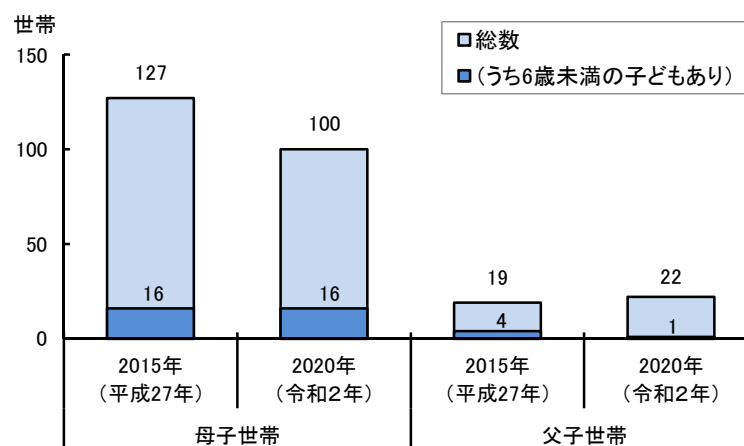
高齢世帯の推移



## ③ ひとり親世帯の状況

母子世帯数は減少、父子世帯数は横ばい傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は母子世帯が多くなっています。

母子世帯数・父子世帯数の推移



(注)母子世帯及び父子世帯は、核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯を指す。

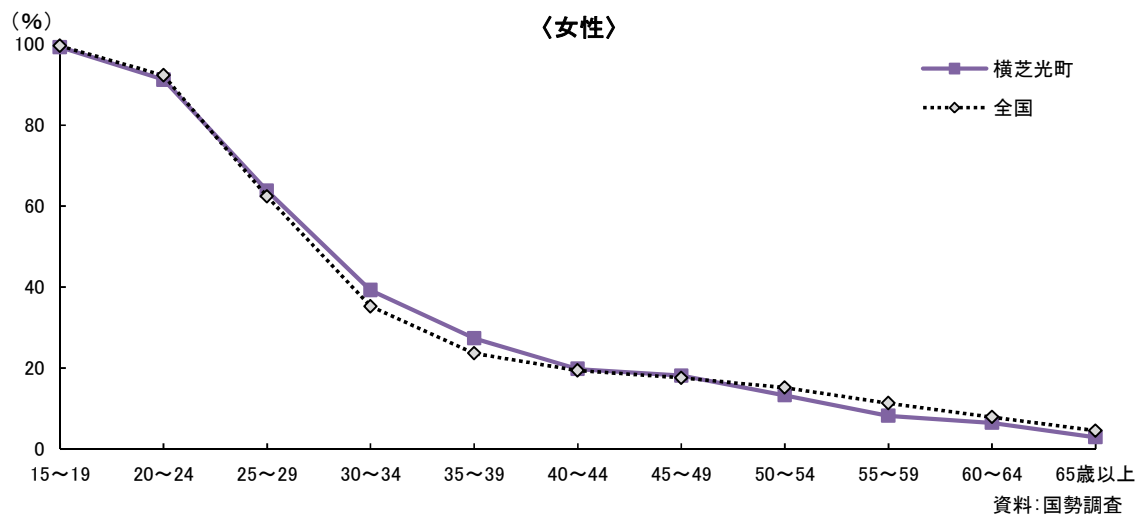
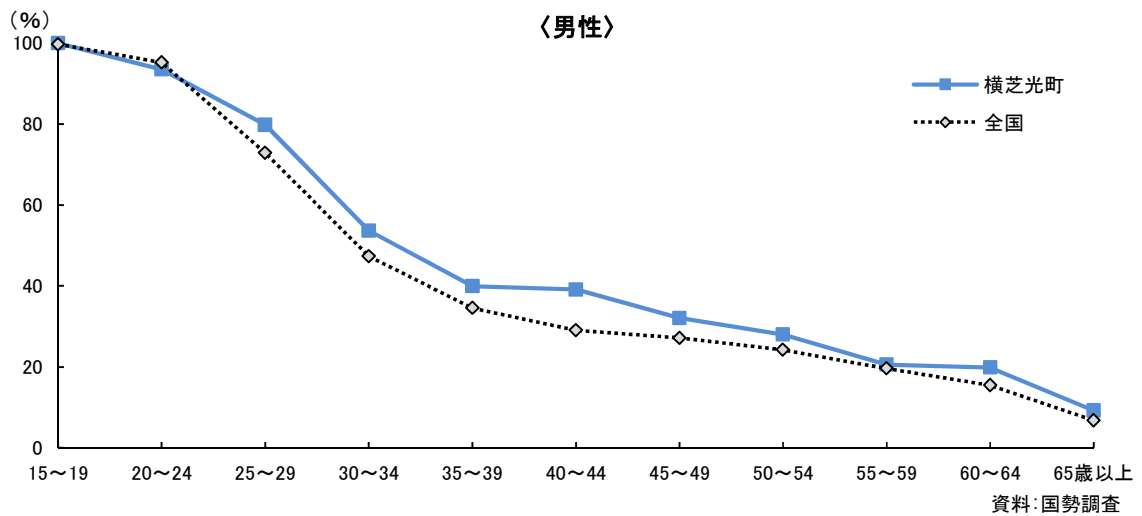
### (3) 婚姻や出生の状況

#### ① 未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率は、女性に比べ男性で高くなっています。

全国と比較すると、女性は概ね全国と同水準となっていますが、男性は25歳以上の年代でいずれも全国の未婚率を上回っています。

年齢5歳階級別の未婚率（全国との比較）

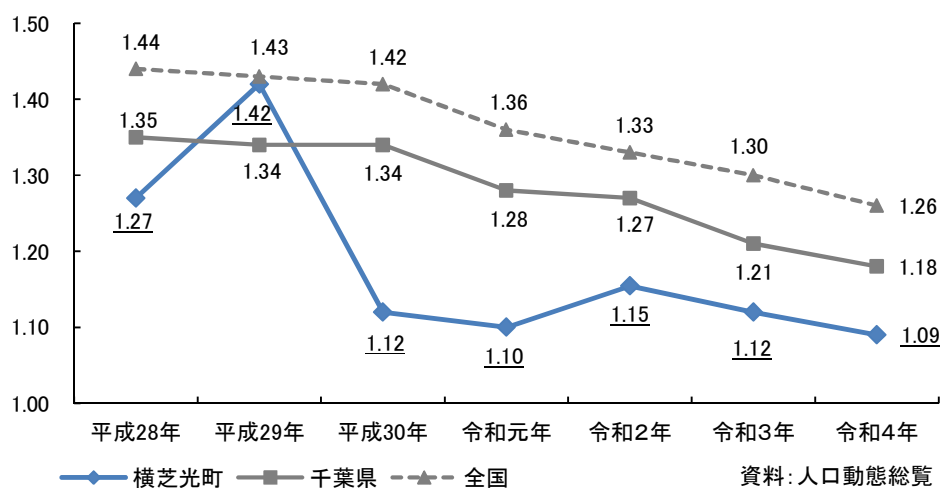


## ② 合計特殊出生率と出生数の推移

合計特殊出生率と出生数の推移をみると、本町は2017（平成29）年を除き、全国、千葉県の値を下回って推移しています。2018（平成30）年以降、上下を繰り返していますが、2022（令和4）年は合計特殊出生率が1.09、出生数が88人となっています。

全国・千葉県ともに合計特殊出生率と出生数ともに低下・減少し、少子化が進行しています。

合計特殊出生率の推移



出生数の推移

単位：人

年	横芝光町	千葉県	全国
2016(平成28)年	136	45,387	976,978
2017(平成29)年	142	44,054	946,065
2018(平成30)年	116	43,404	918,400
2019(令和元)年	102	40,799	865,239
2020(令和2)年	103	40,168	840,835
2021(令和3)年	99	38,425	811,622
2022(令和4)年	88	36,966	770,759



## (4) 就業の状況

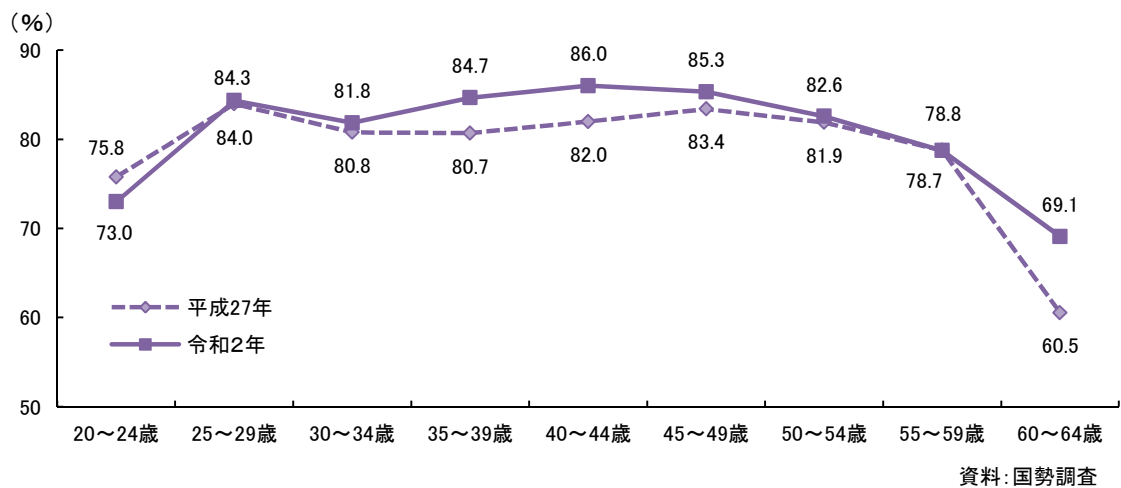
### ① 女性の労働力率

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20歳代前半を除き、いずれの年齢階級でも2015（平成27）年に比べ労働力率が上昇しています。

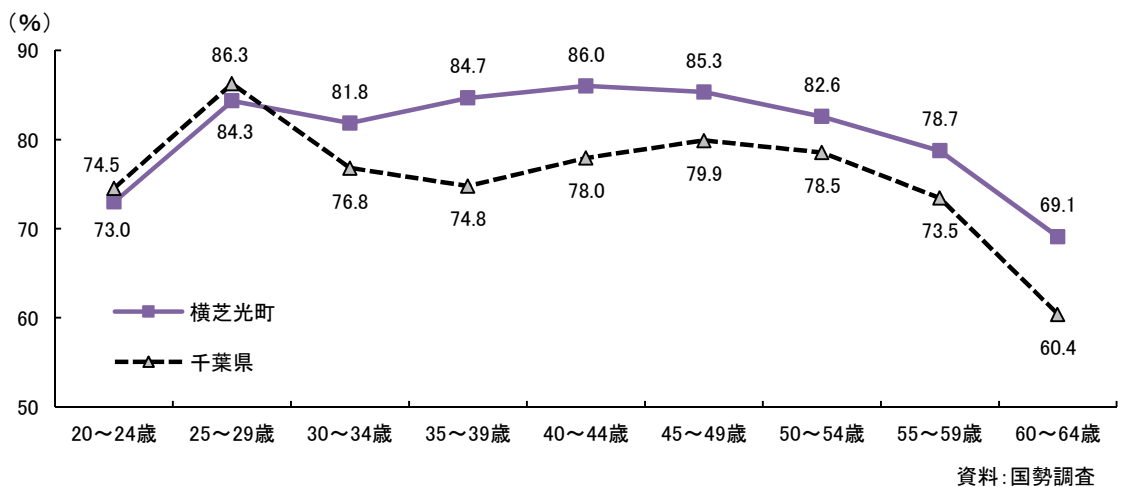
一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、本町ではM字の谷がほとんど見られません。

本町では、20歳代で千葉県をわずかに下回りますが、他のいずれの年齢階級でも県の労働力率を大きく上回ります。

女性の年齢階級別労働力率（経年比較）

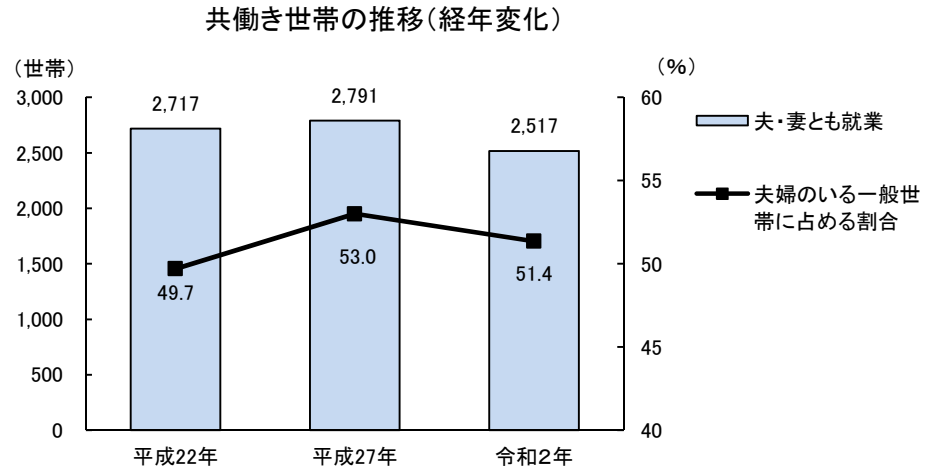


女性の年齢階級別労働力率（千葉県との比較 2020(令和2)年）



## ② 共働きの状況

共働き世帯数は、2015（平成27）年をピークにやや減少していますが、夫婦のいる一般世帯に占める割合は、2020（令和2）年51.4%であり、半数以上が共働き世帯であることがわかります。



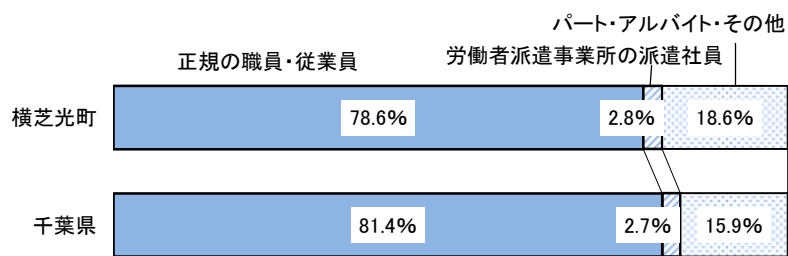
資料: 国勢調査

## ③ 雇用形態

雇用形態を性別で見ると、「正規の職員・従業員」の割合は女性41.8%に対し、男性78.6%と大きな差が見られます。

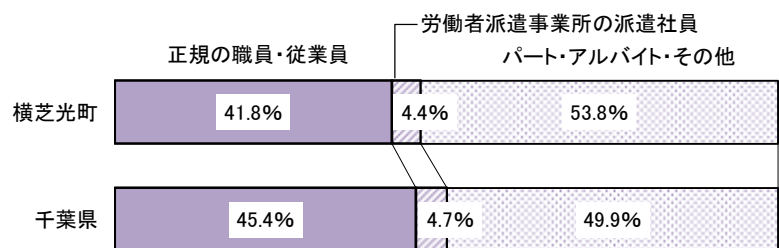
また、本町では千葉県よりも、女性の非正規雇用（「パート・アルバイト・その他」及び「労働者派遣事業所の派遣社員」）の割合が高くなっています。

男性の雇用形態の内訳（千葉県との比較 2022（令和2）年）



資料: 国勢調査

女性の雇用形態の内訳（千葉県との比較 2022（令和2）年）



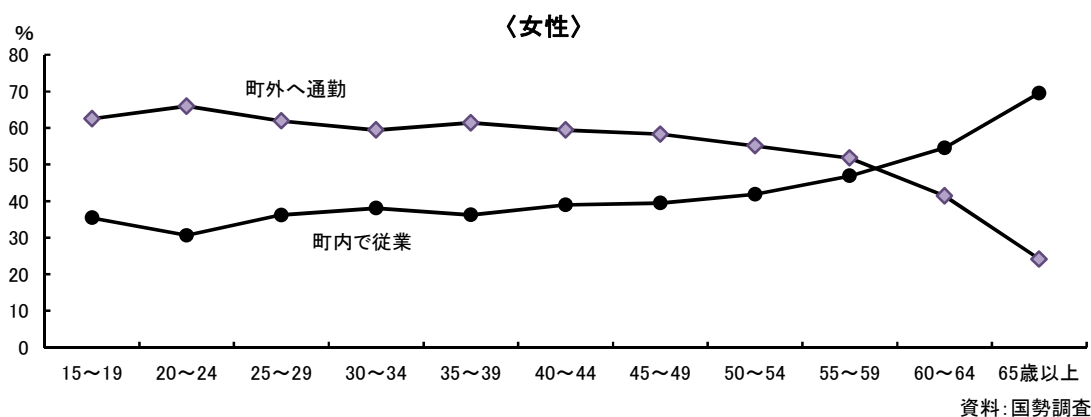
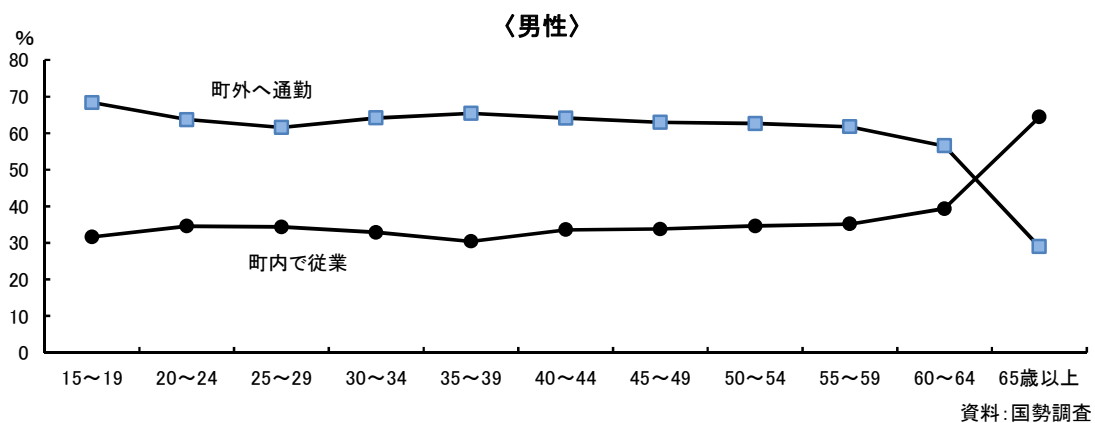
資料: 国勢調査

#### ④ 町内・町外従業割合

横芝光町に常住する就業者の年齢階級別町外通勤・町内従業割合をみると、男性は65歳以上、女性は60歳以上を除きいずれの年齢階級でも「町外へ通勤」の割合が高くなっています。

男女ともに高年齢層で「町内で従業」の割合が高まっています。

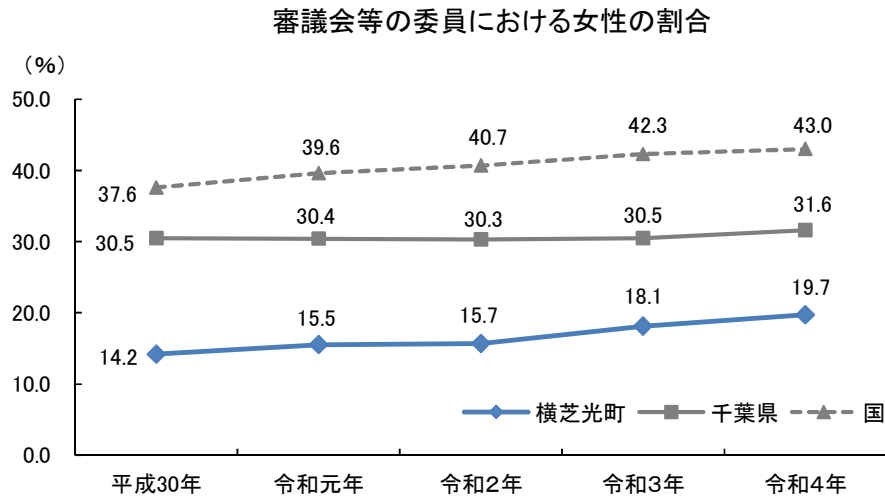
横芝光町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合(令和2年)



## (5) 女性参画に関する状況

### ① 審議会等における女性委員の割合

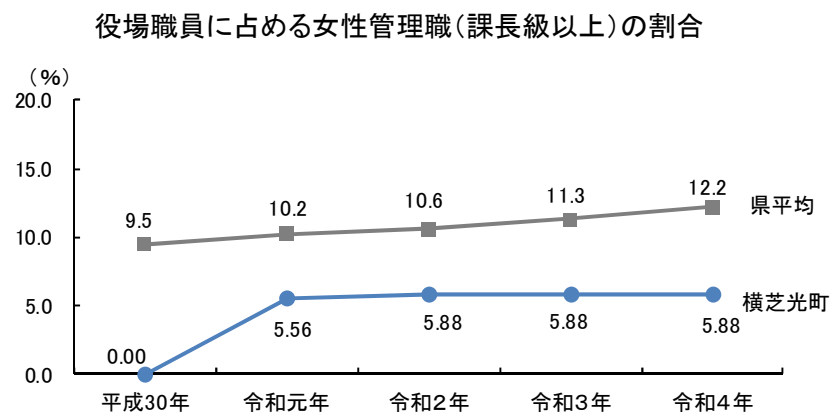
審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、2021（令和3）年以降、徐々に増加し2022（令和4）年19.4%となっています。増加傾向にはあるものの、全国や千葉県と比較するとまだ低い状況となっています。



資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」  
 県・町「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### ② 役場における女性管理職の登用状況

役場（行政職）における女性管理職の登用状況をみると、課長級以上の割合は、2018（平成30）年0%でしたが、2019（令和元）年以降5%台で推移しています。2022（令和4）年は5.88%であり、依然として県平均を下回る状況となっています。



資料：県 内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

町「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」

※課長級以上＝部局長相当職＋次長相当職＋課長相当職

## 2. アンケート調査からみる町の現状

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、町民及び事業所、職員を対象としたアンケート調査を実施しました。

### 調査の概要

項目	①町民意識調査	②町内企業実態調査	③職員意識調査
ア. 調査地域	横芝光町全域		横芝光町役場
イ. 調査対象	横芝光町在住の16歳以上の男女2,000名	横芝光町内事業所	全職員217名 (病院職員及び会計年度職員を除く)
ウ. 抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	市内事業所より176社を無作為抽出(従業員数5名以上)	
エ. 調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収	インターネットによる配布・回収
オ. 調査期間	2022(令和4年)11月	2022(令和4年)7月	2022(令和4年)12月
カ. 回収数(率)	723件(36.2%)	60件(34.1%)	135件(62.2%)

### 調査項目

①町民意識調査	②町内企業実態調査	③職員意識調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 男女の平等感について</li> <li>▶ 家庭生活について</li> <li>▶ 地域活動について</li> <li>▶ 職場について</li> <li>▶ 仕事と生活の調和について</li> <li>▶ DVについて</li> <li>▶ 女性の活躍推進について</li> <li>▶ 少子高齢化について</li> <li>▶ 男女共同参画社会実現のために必要なことについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業所について</li> <li>▶ 女性の活躍推進・管理職登用について</li> <li>▶ 育児休業とワーク・ライフ・バランスについて</li> <li>▶ 外国人材について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 男女の平等感について</li> <li>▶ 職場について</li> <li>▶ 男女共同参画社会実現のために必要なことについて</li> </ul>

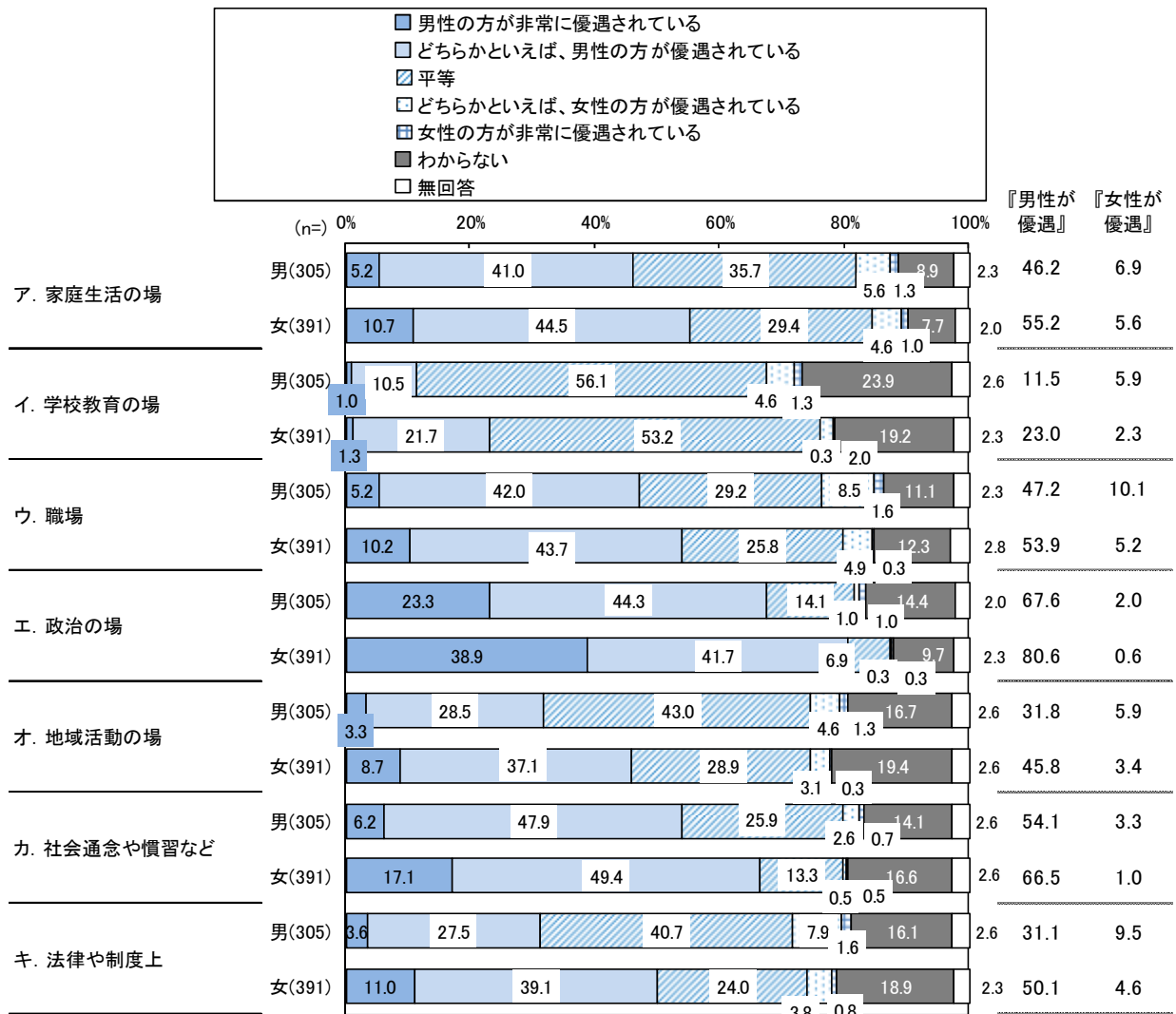
# (1) 町民意識調査

## ① 各分野における男女の地位の平等

各分野での男女の地位の平等について、『男性が優遇』との回答は、いずれの項目も女性が男性を上回ります。性別で回答に最も差があるのは<法律や制度上>であり、『男性が優遇』は女性が50.1%、男性が31.1%と19ポイントの差があります。

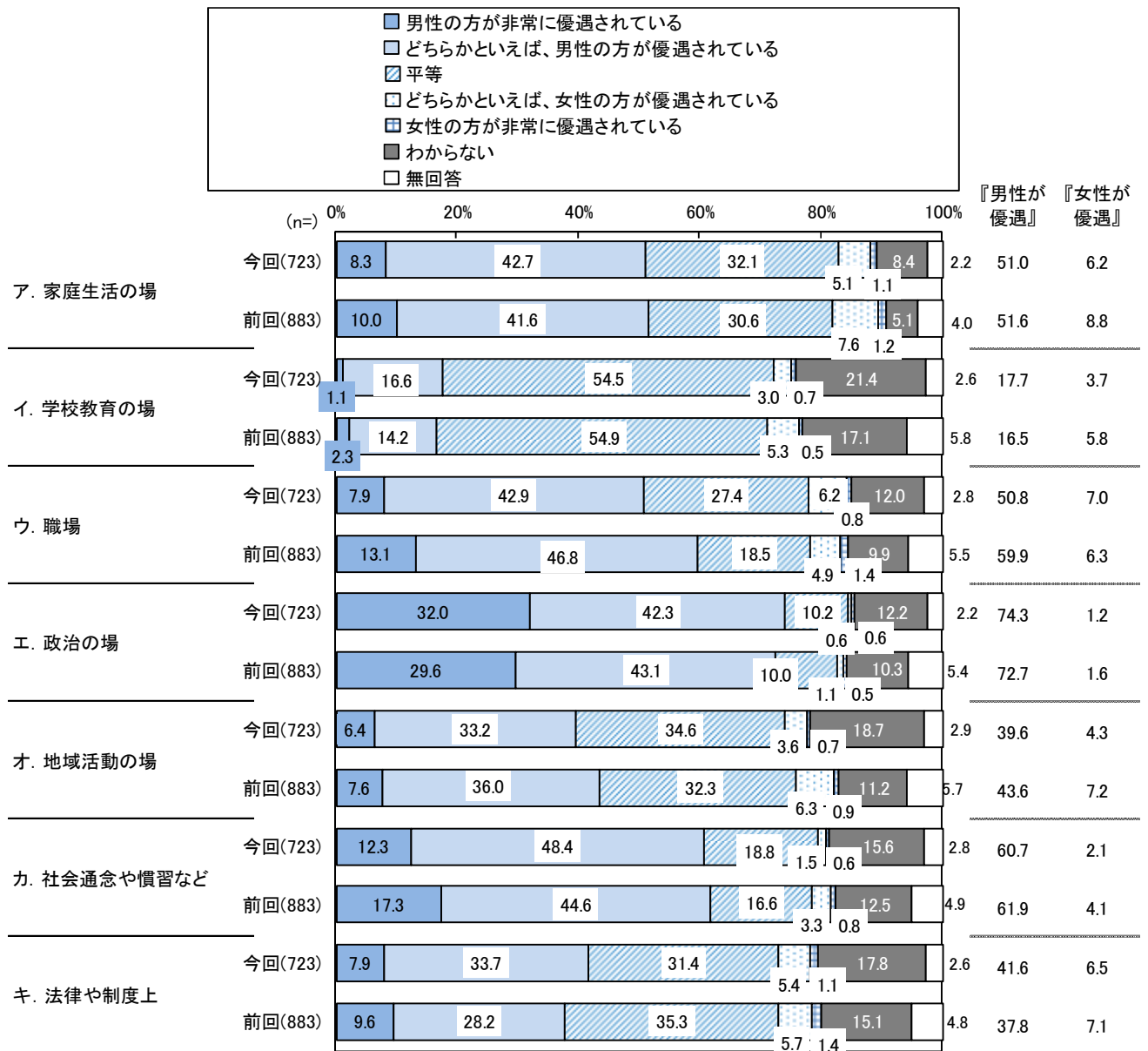
そのほか、<地域活動の場><政治の場><社会通念や慣習など><学校教育の場>などで差が大きくなっています。

各分野の男女の地位の平等



また、前回調査（2014（平成26）年度）と比較すると、『男性が優遇』は＜職場＞で10ポイント近く減少しています。＜地域活動の場＞でもやや減少していますが、その他の項目では大きな変化は見られません。

### 各分野の男女の地位の平等【経年比較】



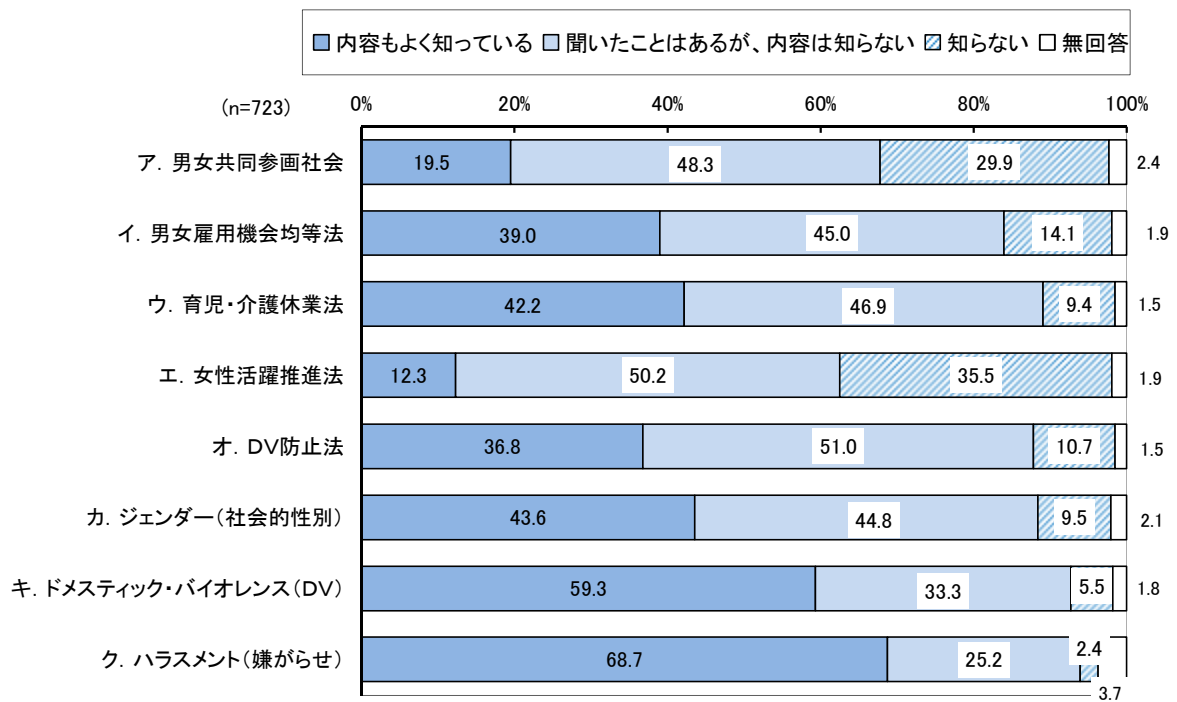
## ② 男女共同参画に関する用語等の認知度

男女共同参画に関する用語等の認知度について、「内容もよく知っている」は、＜ハラスメント＞の68.7%が最も多く、次いで＜ドメスティック・バイオレンス（DV）＞59.3%、＜ジェンダー（社会的性別）＞43.6%、＜育児・介護休業法＞42.2%、＜男女雇用機会均等法＞39.0%の順となっています。

「聞いたことはあるが、内容は知らない」は、＜DV防止法＞51.0%、＜女性活躍推進法＞50.2%などで5割を超えています。

また、「知らない」は、＜女性活躍推進法＞や＜男女共同参画社会＞で多くなっています。

男女共同参画に関する用語等の認知度



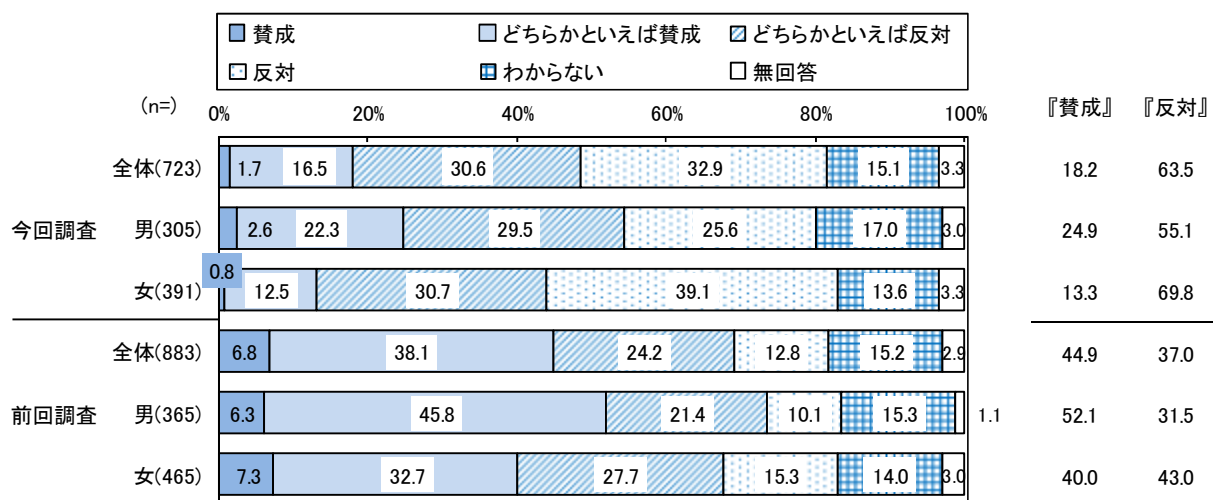


### ③ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に『賛成』との回答は、男性 24.9%が女性 13.3%を上回ります。

前回調査（2014（平成 26）年度）との比較では、男女ともに大きく減少しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【性別／経年比較】



#### ※「男は仕事、女は家庭」という考え方

##### ＝固定的な性別役割分担意識

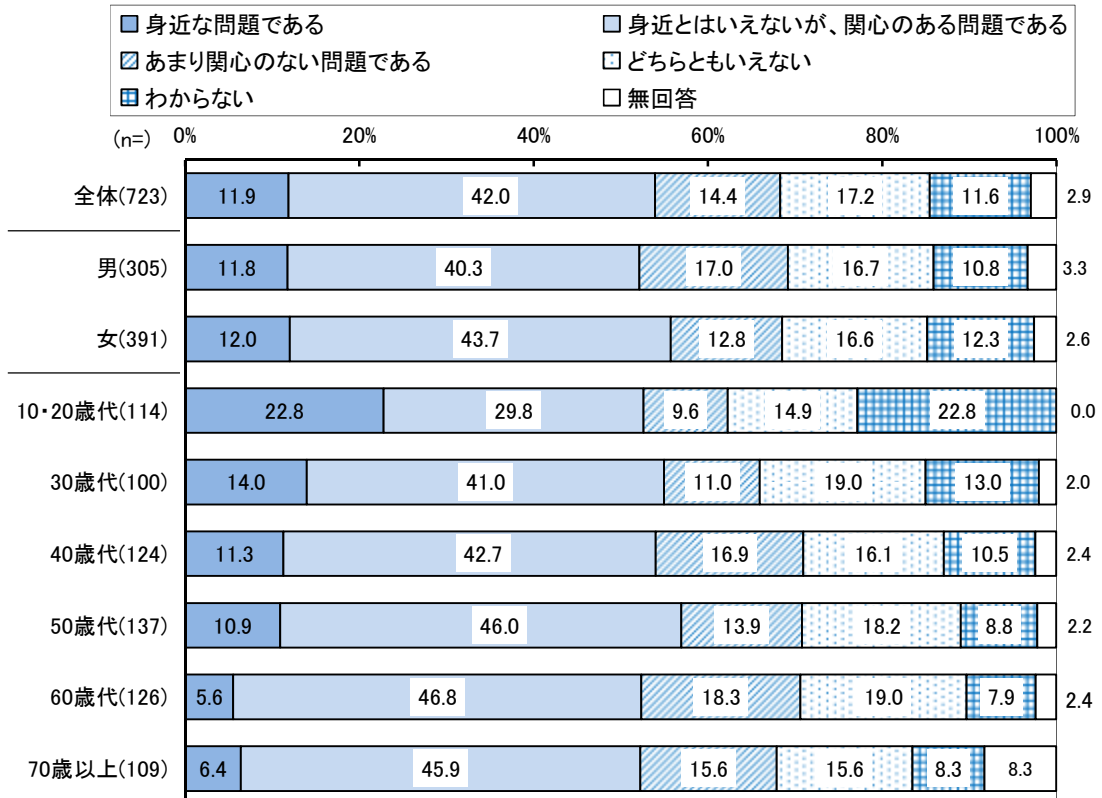
「固定的な性別役割分担意識」とは、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことで、家庭においては、「男性は仕事、女性は家庭」、職場においては「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めることを言います。

女性の社会進出や夫婦共働きが多い近年では、「男性は仕事、女性は家庭も仕事も」のように、女性の負担が一層増加していることが問題となっています。

#### ④ 男女共同参画社会等の実現を身近な問題と思うか

「身近とはいえないが、関心のある問題である」が42.0%で最も多くなっています。年代別で見ると、「身近な問題である」との回答は、10・20歳代の22.8%が最も多く、若い世代ほど多い傾向にあります。

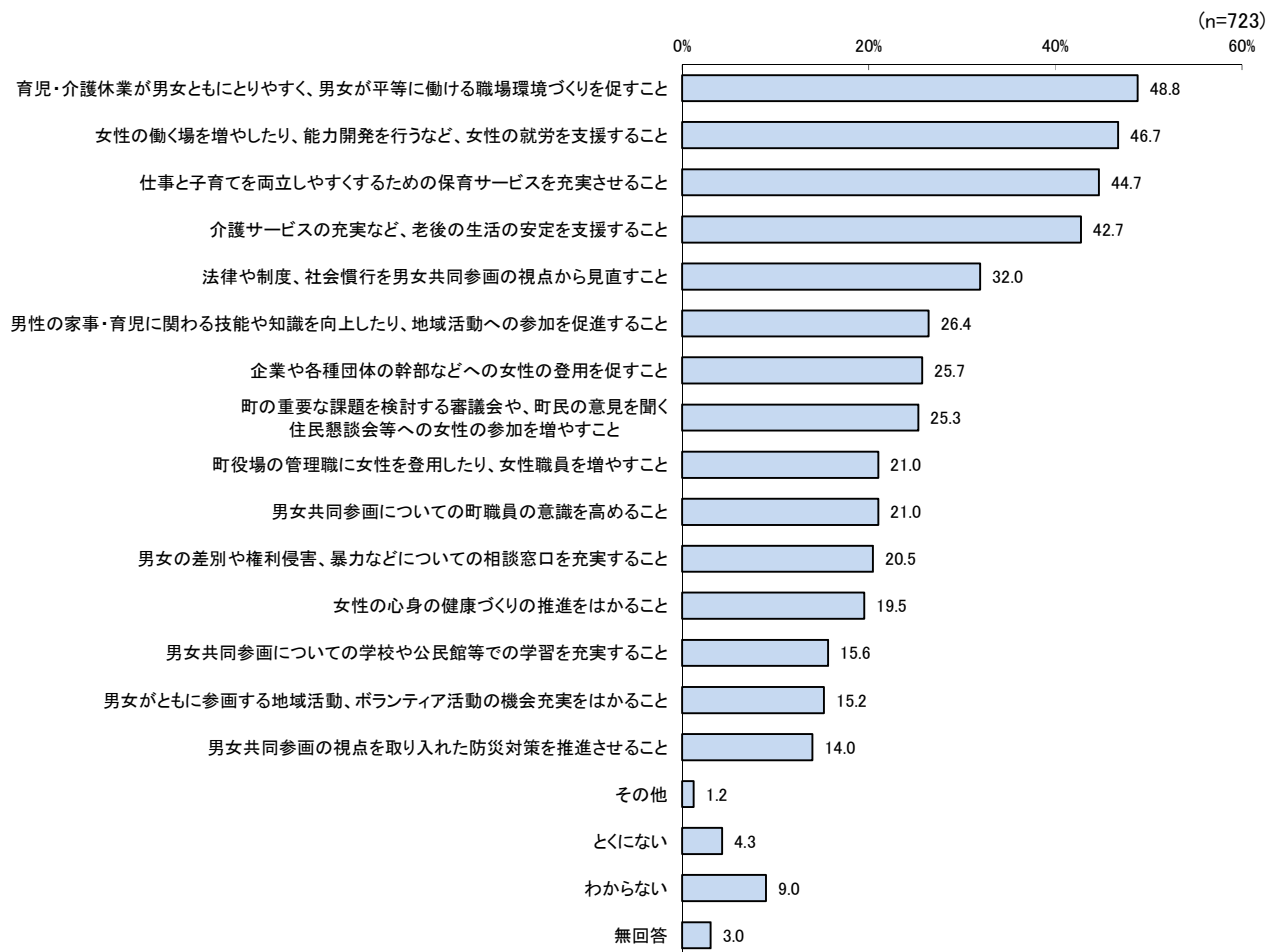
男女共同参画社会等の実現を身近な問題と思うか【性別／年代】



## ⑤ 男女共同参画社会の実現のために行政が取り組むべきこと

「育児・介護休業が男女ともにとりやすく、男女が平等に働ける職場環境づくりを促すこと」が最も多く、以下「女性の働く場を増やしたり、能力開発を行うなど、女性の就労を支援すること」、「仕事と子育てを両立しやすくするための保育サービスを充実させること」、「介護サービスの充実など、老後の生活の安定を支援すること」がともに4割台で主な回答となっています。

### 男女共同参画社会の実現のために行政が取り組むべきこと

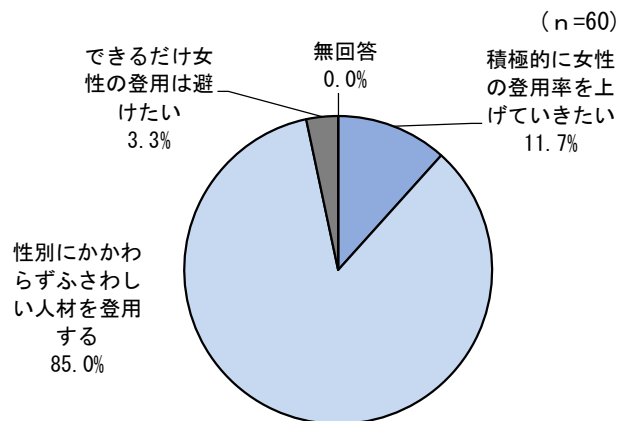


## (2) 町内企業実態調査

### ① 女性管理職の登用についての考え方

「性別にかかわらずふさわしい人材を登用する」が85.0%で圧倒的に多く、次いで「積極的に女性の登用率を上げていきたい」が11.7%、「できるだけ女性の登用は避けたい」についてはわずかに3.3%となっています。

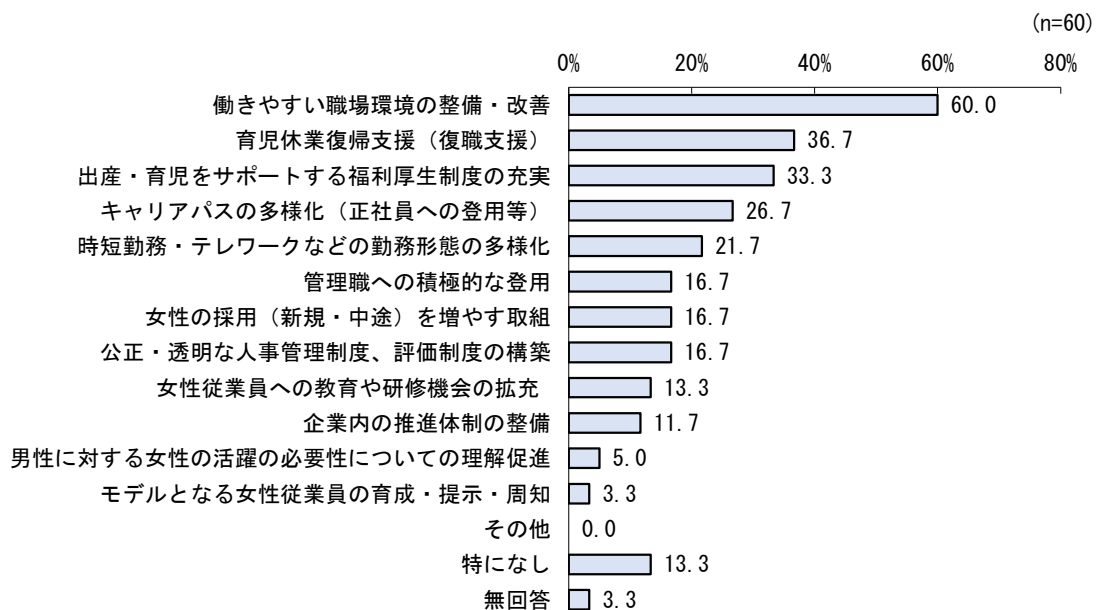
女性管理職の登用についての考え方



### ② 女性の活躍推進のために取り組んでいること

「働きやすい職場環境の整備・改善」が60.0%で最も多く、以下「育児休業復帰支援（復職支援）」、「出産・育児をサポートする福利厚生制度の充実」、「キャリアパスの多様化（正社員への登用等）」、「時短勤務・テレワークなどの勤務形態の多様化」などの順となっています。

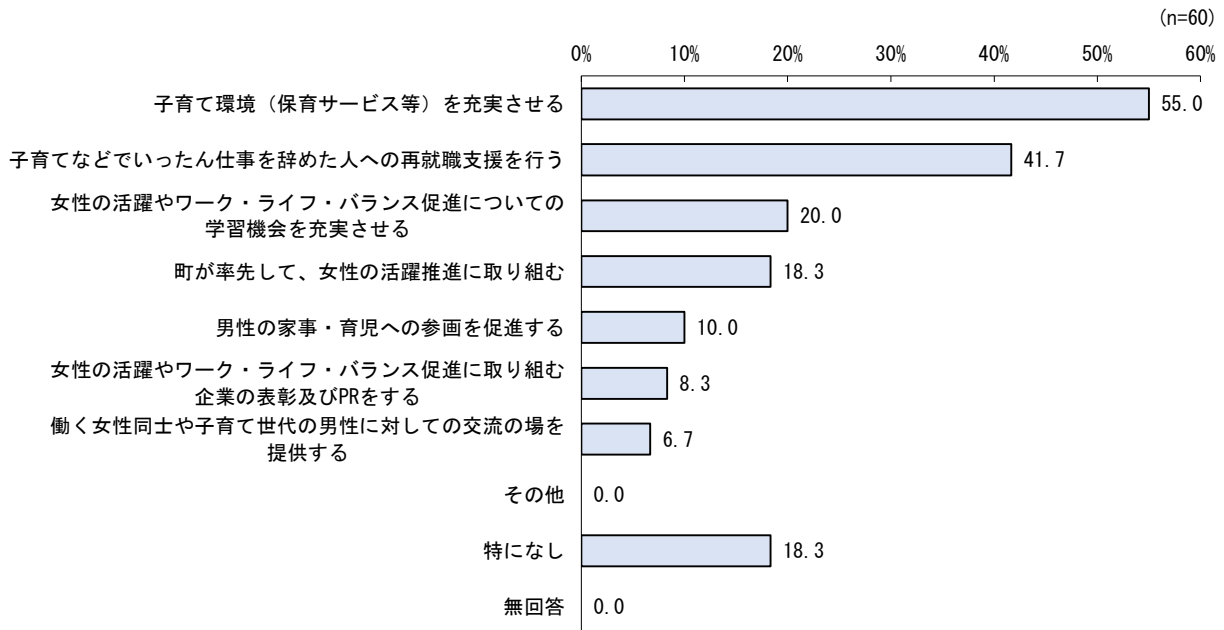
女性の活躍推進のために取り組んでいること



### ③ 女性の活躍推進等にあたり町に期待する取組

「子育て環境（保育サービス等）を充実させる」55.0%が最も多く、次いで「子育てなどでいったん仕事を辞めた人への再就職支援を行う」41.7%であり、主な回答となっています。

女性の活躍推進等にあたり町に期待する取組



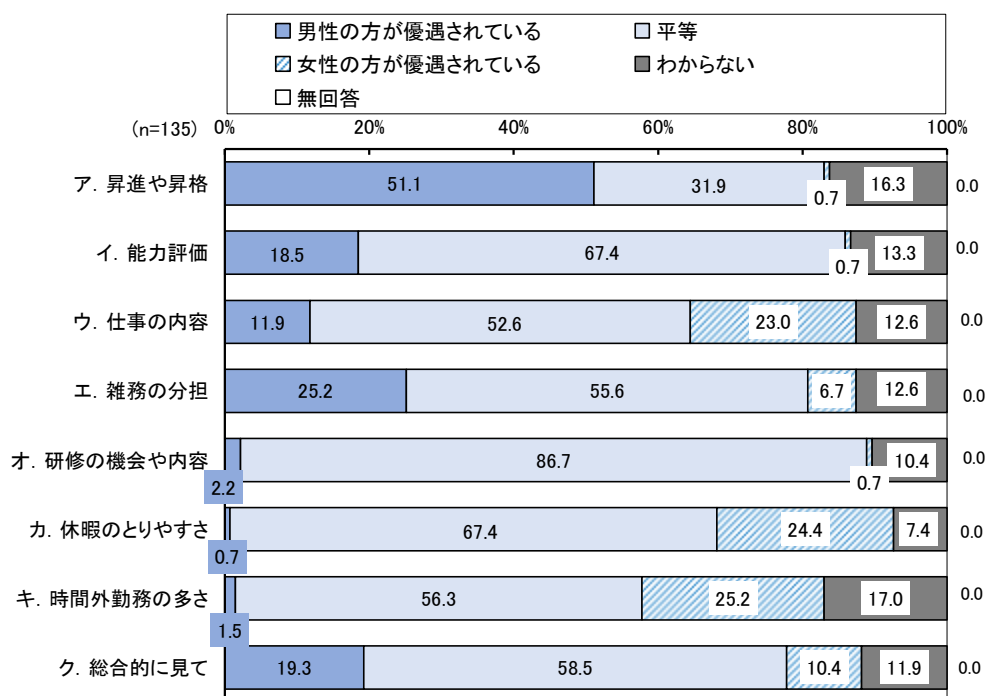
### (3) 職員意識調査

#### ① 役場における男女の平等感

「男性の方が優遇されている」との回答は、＜昇進や昇格＞が51.1%と突出して多く、次いで＜雑務の分担＞、＜総合的に見て＞、＜能力評価＞が2割程度となっています。

一方で、「女性の方が優遇されている」は、＜時間外勤務の多さ＞や＜休暇のとりやすさ＞、＜仕事の内容＞で2割台と他の項目を上回ります。

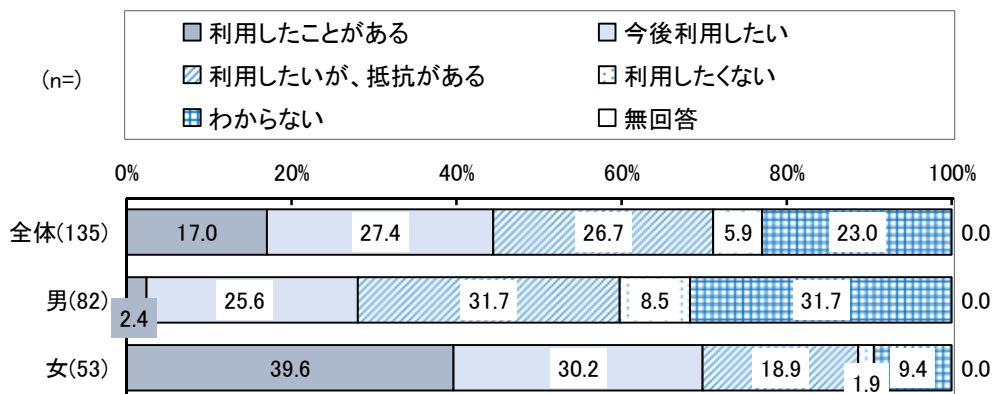
役場における男女の平等感



#### ② 育児休業制度の利用

性別にみると、「利用したことがある」は女性が39.6%であるのに対し、男性は2.4%にとどまります。「今後利用したい」は男女ともに2～3割となっています。一方で、「利用したいが、抵抗がある」は男性が女性を大きく上回ります。

育児休業制度の利用【性別】



### 3. ヒアリング調査からみる町の現状

本計画の策定にあたり、高校生や子育て家庭、地域の団体や企業等に対しヒアリングを行い、男女共同参画や女性活躍の推進等に関する現状や活動における課題、また、生活をする中で感じる本町の現状や今後町が目指すべき姿等のお考えについてうかがいました。

#### ヒアリング調査実施概要

調査対象者	調査方法	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横芝敬愛高等学校生徒</li> <li>・ウエルカムベビークラス参加者</li> <li>・地区社会福祉協議会役員（白浜地区）</li> <li>・東商ゴム工業株式会社</li> <li>・農業振興会女性部</li> </ul>	対面でのヒアリング	2023（令和5）年 9月～10月

#### 調査項目

①高校生	②子育て世代	③地域活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 将来について</li> <li>▶ 家庭での役割分担について</li> <li>▶ ジェンダー不平等な経験について</li> <li>▶ 町と高校生の協働について</li> <li>▶ ずっと住みたい・帰ってきたい町になるには</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 出産に向けて楽しみなこと、不安なこと</li> <li>▶ 男性の育児休業の取得について</li> <li>▶ 家庭での役割分担について</li> <li>▶ 子育てと仕事の両立で不安なこと</li> <li>▶ 再就職に対する希望</li> <li>▶ 住み続けたい町になるには</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 少子高齢化が進行する中で感じる地域の課題について</li> <li>▶ ジェンダー不平等な場面・慣習について見聞きすること</li> <li>▶ 地域活動における課題</li> <li>▶ 子どもの貧困やヤングケアラの問題について</li> <li>▶ 女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと</li> </ul>
④企業		⑤農業
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 女性活躍推進や女性の管理職登用について</li> <li>▶ ワーク・ライフ・バランスの推進について</li> <li>▶ 町に期待する取組</li> <li>▶ 男女共同参画推進事業所制度について</li> <li>▶ 企業の将来展望について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農業に従事するきっかけや現在の関わり方について</li> <li>▶ 女性が就農する際の苦労や課題、女性の担い手の現状</li> <li>▶ 「認定農業者」「農業士」等の認証制度について</li> <li>▶ 経営に参画する上で必要と感じる能力や資質、女性の参画を後押しする支援について</li> <li>▶ 女性部としての活動の展望</li> </ul>

第2次計画の基本目標のテーマごとの主な意見

第2次計画の基本目標	主な意見
<p>基本目標Ⅰ 一人ひとりの 人権が尊重され、 男女共同参画を めざす環境づくり</p>	<p><b>【意識づくり】</b> ・固定的な役割分担という問題は、「皆ができることを分担する」という考え方になれば解消するのではないか。 ・性別により役割を決めるようなことはなく、適材適所だと感じている。 ・性別役割分担意識の解消には、男性側の理解、世代間における相互理解、幼少期からの教育が必要。女性も発言できる機会、コミュニケーションが取れる環境も重要。</p> <p><b>【教育】</b> ・生徒指導等において、性別での対応の差を感じる。性別ではなく個人に合わせた指導をしてほしい。</p>
<p>基本目標Ⅱ あらゆる分野に おいて男女が ともに活躍できる 社会づくり</p>	<p><b>【女性活躍推進】</b> ・国や県のさまざまな制度を活用しながら、女性の雇用を増やした結果、従業員における女性の割合が高くなった。</p> <p><b>【働く場の男女共同参画】</b> ・管理職のハラスメント対策に関する研修機会や職場環境整備に関する個別相談の機会があるとよい。 ・農業分野では世代により男女共同参画が進んでいない面もある。家族経営協定については、こまめに家族間で共有・内容の見直しをすることが重要。</p> <p><b>【ワーク・ライフ・バランス】</b> ・家庭では女性(母親)が家事を行うことが多いが、手伝うようにしている。20～30歳代の共働き世帯や若い世代では、家庭での役割分担が平等になりつつある。子ども達には、夫婦が協力する姿を見せて、一緒にやるものだという意識を持ってほしい。 ・保育園入園のように子育て世代からの関心の高い事項については、分かりやすい情報発信が必要。 ・男女共同参画賛同事業所については、参加事業所間の情報交換の場があるとよい。法令の改正などに関する情報発信やオンラインによる研修機会を希望。</p>
<p>基本目標Ⅲ 健やかに安心して 暮らせるまちづくり</p>	<p><b>【健康支援】</b> ・高齢者が身体を動かすような取組は高齢者の健康維持に役立つ。</p> <p><b>【誰もが安心して暮らせる環境整備】</b> ・高齢者の孤独・孤立を予防する取組が必要。 ・見守り隊の活動により子どもの様子が分かるため、子どもを守ることにつながっている。</p>
<p>基本目標Ⅳ 計画の推進</p>	<p><b>【推進体制の強化】</b> ・高校では町のイベント・ボランティアには以前より参加しており、今後もぜひ参加したい。 ・企業として駅前の「ヨリドコロ」を活用したワークショップ等イベントの開催に協力したい。学生との交流にも関心がある。</p>



## 4. 前計画(第2次計画)の評価と課題

### (1) 進捗状況の総括

前計画（第2次計画）では、4つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する各種取組を全庁的に推進してきました。担当各課が推進する各種取組の進捗状況の総括は、以下の通りです。

〈評価基準〉 ※評価は令和4年度時点

A評価……達成度 100%

B評価……達成度 50%以上 100%未満

C評価……達成度 50%未満

### 基本目標 I 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供	3		
	②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発 <b>重点</b>	4		
2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	③人権尊重と暴力防止の意識づくり	3		
	④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実 <b>重点</b>	3	3	
	⑤セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止対策の推進	1	2	
3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	1	2	
	⑦家庭や地域における学習機会の充実	1	2	
合計		16	9	0

基本目標 I の評価をみると、全体の6割がA評価、4割がB評価となっています。

基本方針「1 男女共同参画の視点に立った意識づくり」の重点施策である「②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発」では、コロナ禍においても多くの方が参加・視聴できるオンライン形式で講座や講演会を実施し、広く住民や町内事業所を対象に男女共同参画に関する学習機会を提供し、啓発に努めてきました。

基本方針「2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重」の重点施策である「④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実」においては、児童虐待など要保護児童の支援にかかる専門的な知識をもつ専門職を配置し、要保護児童支援に係る相談体制を充実するとともに、地域配偶者暴力相談支援センター（県健康福祉センター）を中心に、山武・長生・夷隅地域の広域による連携を強化しています。

基本方針「3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の「⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進」においては、小中学生の児童生徒が「キャリアパスポート」を活用し、性別に関わらず一人ひとりの興味・関心や能力に合わせたキャリア教育を推進しています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時代に合わせた男女共同参画に関する情報発信手法の多様化と対象者に合わせた内容と情報発信媒体の工夫</li> <li>●地域活動や町民団体に向けた性別役割分担意識や無意識の思い込みに関する効果的な啓発の推進</li> </ul>
基本方針2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年層へのデートDVに関する情報提供や啓発</li> <li>●国や県、関連機関を含めDVに関する多様な相談窓口の情報発信</li> <li>●専門職を中心としたDVや虐待事案に対する相談支援体制の強化及び関係機関や庁内各課との連携の推進</li> </ul>
基本方針3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児教育・保育に関わる教員・保育士等への意識啓発</li> <li>●生涯学習講座の男女共同参画の視点に立った内容の見直し</li> <li>●家庭教育学級への男性の参加促進</li> </ul>

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	⑧町政における女性の参画促進 <b>重点</b>	2		
	⑨事業所や各種団体における女性の参画促進	2		
5 労働環境における男女共同参画の促進	⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	2		
	⑪自営業における女性の経営参画の促進	2		
6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実 <b>重点</b>	3	2	1
	⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進 <b>重点</b>	5	1	
	⑭地域活動における男女共同参画の促進	1	4	
合計		17	7	1

※⑫の事業「児童発達センターの整備」と「障害のある子どもの放課後等の居場所づくり」の2項目が計画終了時の目標としているため計画途中の評価は「－（判定不能）」となっています。

基本目標Ⅱの評価をみると、全体の7割がA評価、3割がB評価であり、1事業のみC評価となっています。

基本方針「4 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の重点施策である「⑧町政における女性の参画促進」では、千葉県自治研修センターの女性活躍推進研修に係長級以上の女性職員の参加を促しています。

基本方針「6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進」の重点施策である「⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実」において、児童クラブの充実として、保護者の利便性の向上のため、児童クラブの実施時間の延長や高学年児童の受け入れを進めています。

同じく重点施策である「⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進」において、町内事業所に対して男女共同参画推進賛同事業所を募集するとともに、商工会と連携した情報発信や専門家を派遣しての雇用環境の改善推進を図っています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等への女性委員登用が進まない要因の確認と各課への効果的な働きかけの検討</li> <li>●男女共同参画推進賛同事業所制度の利用促進と内容の見直し</li> </ul>
基本方針5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性向けの就労支援情報や起業・創業に関する情報提供や支援に向けた検討</li> <li>●男性従業員の育児休業取得促進に向けた情報提供の強化</li> </ul>
基本方針6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画に基づく、保育施策及び子育て支援サービスの推進</li> <li>●取組事業の男女共同参画の視点からの見直し・事業の整理</li> </ul>

### 基本目標Ⅲ 健やかに安心して暮らせるまちづくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
7 生涯にわたる健康支援	⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援	2	3	
	⑯妊娠・出産期における女性への健康支援 <b>重点</b>	3		
8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり	1	1	
	⑱ひとり親家庭等の自立支援	3		
	⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進		2	
合計		9	6	0

基本目標Ⅲの評価をみると、全体の6割がA評価、4割がB評価となっています。

基本方針「7 生涯にわたる健康支援」の重点施策である「⑯妊娠・出産期における女性への健康支援」では、2020（令和2）年4月より、健康こども課内に横芝光町子育て世代包括支援センター（愛称「プラムっこ」）を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。

基本方針「8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備」の「⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進」では、災害を想定した職員招集訓練への女性職員の参画を図るとともに、地域防災会議委員において女性の登用拡充に努めています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学生を中心に、思春期の性の不安や悩みを安心して相談できる体制の整備</li> <li>●女性特有の疾病の早期発見、性差に応じた健康を推進するための健（検）診の受診勧奨</li> <li>●子育て世代包括支援センター開設による指標の見直し（「こども家庭センター」の方向性）</li> <li>●不妊治療の保険適用に伴い、新たな「妊活サポート事業」の周知・利用促進</li> </ul>
基本方針8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹相談支援センター（障害のある人のための専門職を配置した相談機関）の広域設置による指標の見直し</li> <li>●地域防災計画に基づく男女共同参画の視点からの防災対策の強化</li> </ul>

#### 基本目標Ⅳ 計画の推進

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
9 推進体制の充実	⑩庁内推進体制の強化	2		
	⑪町民や企業・団体との連携	2		
	⑫国・県・近隣市町等との連携	3		
合計		7	0	0

基本目標Ⅳの評価をみると、すべての事業でA評価となっています。

基本方針「9 推進体制の充実」の「⑫国・県・近隣市町等との連携」では、千葉県男女共同参画地域推進員を中心として、近隣市町との連携による啓発活動を推進しています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内事業所アンケート調査結果の活用促進やフィードバック</li> <li>●千葉県男女共同参画地域推進員との協働による事業の周知・参加促進</li> </ul>

## (2) 指標の達成状況

本計画では施策の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定しています。達成状況は次のとおりです。

### 〈評価基準と計画全体の達成状況〉

判定	基準	指標数 (再掲を含む)	割合
◎	目標達成	3	7.9%
○	目標値には至らなかったが、数値が改善	17	44.7%
△	数値の変化なし（※改善率±3.0%）	6	15.8%
×	数値が悪化	12	31.6%
		38	100.0%

※改善率は、(R4実績値－H26策定時数値)／H26策定時数値で算出。

## 基本目標 I 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

基本目標 I に関する指標は9項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	0	0	1	1
2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	0	2	0	2
3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	1	1	1	0
合計	1	3	2	3

### 基本方針1

「◎（目標達成）」に至った指標はなく、「男女共同参画社会について『内容もよく知っている』人の割合」では、「×（数値が悪化）」となっています。男女共同参画に関する用語の認知度については、その時々で人々の関心が高いキーワードなどを把握しながら、時代に合わせた情報発信が求められます。

### 基本方針2

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、住民・職員における「職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を『意識している』人の割合」で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

一方で、「DVについて『内容もよく知っている』人の割合」、「DV被害者のうち『相談できなかつた』人の割合」では「×（数値が悪化）」となっています。多様な相談窓口の周知や相談体制の充実など、今後いっそう相談しやすい体制づくりが必要となっています。

### 基本方針3

「思いやりの気持ちを持って友達に接している生徒の割合（中学校）」で「◎（目標達成）」、「生涯学習における町の取り組みについての満足度」では、「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。3つの指標については、目標を達成していない項目もあるものの、いずれも数値に改善が見られます。

#### ■基本方針1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向	指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供	男女共同参画社会について「内容もよく知っている」人の割合【町民意識調査】		21.1%	19.5%	60%	×
②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会や、あらゆる分野での男女平等の実現は「身近な問題である」又は「身近とはいえないが関心のある問題である」と答えた人の割合【町民意識調査】		56.7%	53.9%	70%	△

#### ■基本方針2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向	指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
③人権尊重と暴力防止の意識づくり	DVについて「内容もよく知っている」人の割合【町民意識調査】		71.3%	59.3%	80%	×
④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実【重点】	DV被害者のうち「相談できなかった」人の割合【町民意識調査】		20.6%	24.1%	10%以下	×
⑤セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止対策の推進	職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を「意識している」職員の割合【職員向け意識調査】		-	74.8%	100%	○
	職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を「意識している」人の割合【町民意識調査】		-	54.7%	100%	○

#### ■基本方針3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向	指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、「そう思う」又は「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合【町内小中学校学校評価アンケート調査】	小学校	93.4%	96.2%	98%	△
		中学校	92.0%	98.7%	98%	◎
⑦家庭や地域における学習機会の充実	生涯学習における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】		9.8%	19.6%	20%	○

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本目標Ⅱに関する指標は20項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	0	2	0	1
5 労働環境における男女共同参画の促進	1	3	0	0
6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進	1	3	2	7
合計	2	8	2	8

### 基本方針4

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「審議会等における女性委員の割合」「男女共同参画推進賛同事業所」はいずれも「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。「女性管理職員（行政職）の割合」は、「×（数値が悪化）」であり、指導的地位に女性が占める割合を30%とする国の目標も視野に入れ、一層の取組の推進が求められます。

### 基本方針5

「創業支援対象者数」が「◎（目標達成）」であり、「職場における男女の地位の平等感について、『平等』と答えた人の割合」「女性農業士及び女性認定農業者の認定総数」はいずれも「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。働く場における男女共同参画や女性の活躍の推進に資する指標であることから、引き続き目標の達成に向けた取組の促進が求められます。

### 基本方針6

「父親の育児参加について、『よくやっている』と答えた人の割合（1歳6か月）」が「◎（目標達成）」であり、「同割合（3歳）」と「子育て支援における町の取り組みについての満足度」で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」の判定となっています。

一方で、「高齢者支援・障害者支援における町の取り組みについての満足度」は「△（数値の変化なし）」となっています。

また、「地域でのコミュニティ活動について、『積極的に参加している』人の割合」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、いずれの分野の活動においても数値が低下し、「×（数値が悪化）」という判定となっています。

地域活動への参加については、性別にかかわらず活動への参加を促進する一方で、指標については、男女共同参画の視点を含むものに見直す必要があります。



■基本方針4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2018(H30) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑧町政における女性の参画促進	審議会等における女性委員の割合		15.7%	19.4%	30%	○
	女性管理職員(行政職)の割合		11.9%	8.16%	15%	×
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑨事業所や各種団体における女性の参画促進	男女共同参画推進賛同事業所		3社	7社	20社	○

■基本方針5 労働環境における男女共同参画の促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	職場における男女の地位の平等感について、「平等」と答えた人の割合【町民意識調査】		18.5%	27.4%	30%	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2018(H30) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑪自営業における女性の経営参画の促進	創業支援対象者数		-	年14件	年5件	◎
	女性農業士及び女性認定農業者の認定総数	女性農業士	1人	2人	3人	○
		女性認定農業者	12人	14人	15人	○

■基本方針6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実	子育て支援、高齢者支援および障害者支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○
		高齢者支援	15.9%	16.2%	25%	△
		障害者支援	10.2%	10.0%	20%	△
⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進	父親の育児参加について、「よくやっている」と答えた人の割合【1歳6か月及び3歳児健診時のアンケート調査】	1歳6か月	57.7%	75.0%	60%	◎
		3歳	50.0%	55.7%	60%	○
	(再掲) 男女共同参画推進賛同事業所		3社	7社	20社	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑭地域活動における男女共同参画の促進	地域でのコミュニティ活動について、「積極的に参加している」人の割合【町民意識調査】	町内会・自治会活動	18.0%	14.5%	30%	×
		清掃奉仕や福祉ボランティア活動	17.2%	10.8%	30%	×
		子ども会・老人クラブなどの地域活動	7.2%	4.6%	20%	×
		音楽・読書などの趣味の活動	7.1%	4.0%	20%	×
		スポーツ・レクリエーションサークルなどの活動	6.6%	4.0%	15%	×
		祭や大会など地域の行事	10.3%	6.5%	20%	×
		リサイクル・環境保護・まちづくりなどの活動	8.8%	5.7%	20%	×

## 基本目標Ⅲ 健やかに安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅲに関する指標は8項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
7 生涯にわたる健康支援	0	2	0	0
8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	0	3	2	1
合計	0	5	2	1

### 基本方針7

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度」が「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

### 基本方針8

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「地域防災会議における女性委員の割合」等で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

一方、「防災・防犯などの地域活動に参加している女性の割合」で「×（数値が悪化）」となっていることから、防災・防犯活動への女性参画の一層の推進が求められます。

#### ■基本方針7 生涯にわたる健康支援

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援 ⑯妊娠・出産期における女性への健康支援	保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	保健・医療	19.3%	24.3%	30%	○
		(再掲) 子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○

#### ■基本方針8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり	(再掲) 高齢者支援及び障害者支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	高齢者支援	15.9%	16.2%	25%	△
		障害者支援	10.2%	10.0%	20%	△
⑱ひとり親家庭等の自立支援	(再掲) 保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	保健・医療	19.3%	24.3%	30%	○
		子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進	防災・防犯などの地域活動に「積極的に参加している」又は「たまに参加している」女性の割合【町民意識調査】	女性	24.1%	14.1%	30%	×
	地域防災会議における女性委員の割合		11.1% (2018(H30) 年度)	17.9% (5人/28人)	30%	○

## 基本目標Ⅳ 計画の推進

基本目標Ⅳに関する指標は1項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
9 推進体制の充実	0	1	0	0
合計	0	1	0	0

### 基本方針9

「男女共同参画施策における町の取り組みについての満足度」が「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっていますが、満足度は依然として低いことから、まずは住民に男女共同参画に関する町の施策や取組について知ってもらえるよう、情報発信や周知に努める必要があります。

#### ■基本方針9 推進体制の充実

対象者	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑩庁内推進体制の強化 ⑪町民や企業・団体との連携 ⑫国・県・近隣市町等との連携	男女共同参画施策における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合 【町民意識調査】		4.4%	6.4%	15%	○

## 5. 本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向

社会情勢の変化や国・県の動向、各種データから見る本町の現状、アンケート調査結果、施策の取組状況や指標の達成状況等から把握された本計画の主な課題と方向は次のとおりです。

### (1) 男女共同参画の幅広い意識啓発・情報発信

固定的な性別役割分担意識は解消に向かいつつありますが、一部の世代や性別により意識の差が見られます。そのため、あらゆる場面・あらゆる人を対象とした活躍の場に応じた意識啓発や情報発信を行う必要があります。

また、ジェンダー平等や性の多様性をはじめとする近年関心が高まる内容についての正しい理解に向けた啓発が求められます。

### (2) あらゆる暴力の根絶と連携による支援体制の充実

DVやハラスメントは人権を侵害する行為であり、精神的暴力を含めあらゆる暴力の防止・根絶に向けた意識啓発や相談しやすい環境づくりが重要となっています。

DV被害者の安全確保及び自立支援までを視野に入れた、関係機関との連携による支援体制の充実が求められます。

### (3) 政策・方針決定過程への一層の女性の参画促進

町の審議会等の女性委員の割合や町職員の管理職に占める女性の割合は横ばいであり、第2次計画における目標を達成していません。

政策・方針決定過程に多様な視点を反映するため、町の審議会や管理職への女性の参画・登用を一層促進する必要があります。

### (4) 男性の家事・育児等への参画促進と女性が活躍できる環境づくりによるワーク・ライフ・バランスの実現

本町では働く女性が多く、M字カーブは既に解消しています。一方で、全国や県と同様に女性で非正規雇用の割合が高くなっています。

また、共働き世帯が半数を占めるものの、家事・育児等の負担が女性に偏っている状況がうかがえます。

長時間労働の見直しなど男女ともに働きやすい環境の整備、男性が家事・育児等に参加しやすくなる働きかけを行う必要があります。

あわせて、女性が活躍しやすい環境づくりを行うことで、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できるまちを目指します。

## (5) あらゆる人が安心して暮らし続けられる男女共同参画の基盤づくり

少子高齢化が進行するなかで、年少人口と生産年齢人口の減少、高齢者のみ・高齢単身世帯の増加が予想されます。

男女共同参画社会を実現する基盤として、子育て世帯をはじめ、ひとり親世帯、独居高齢者や障がいのある方などあらゆる人が安心して暮らし続けるためのまちづくりが重要となっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

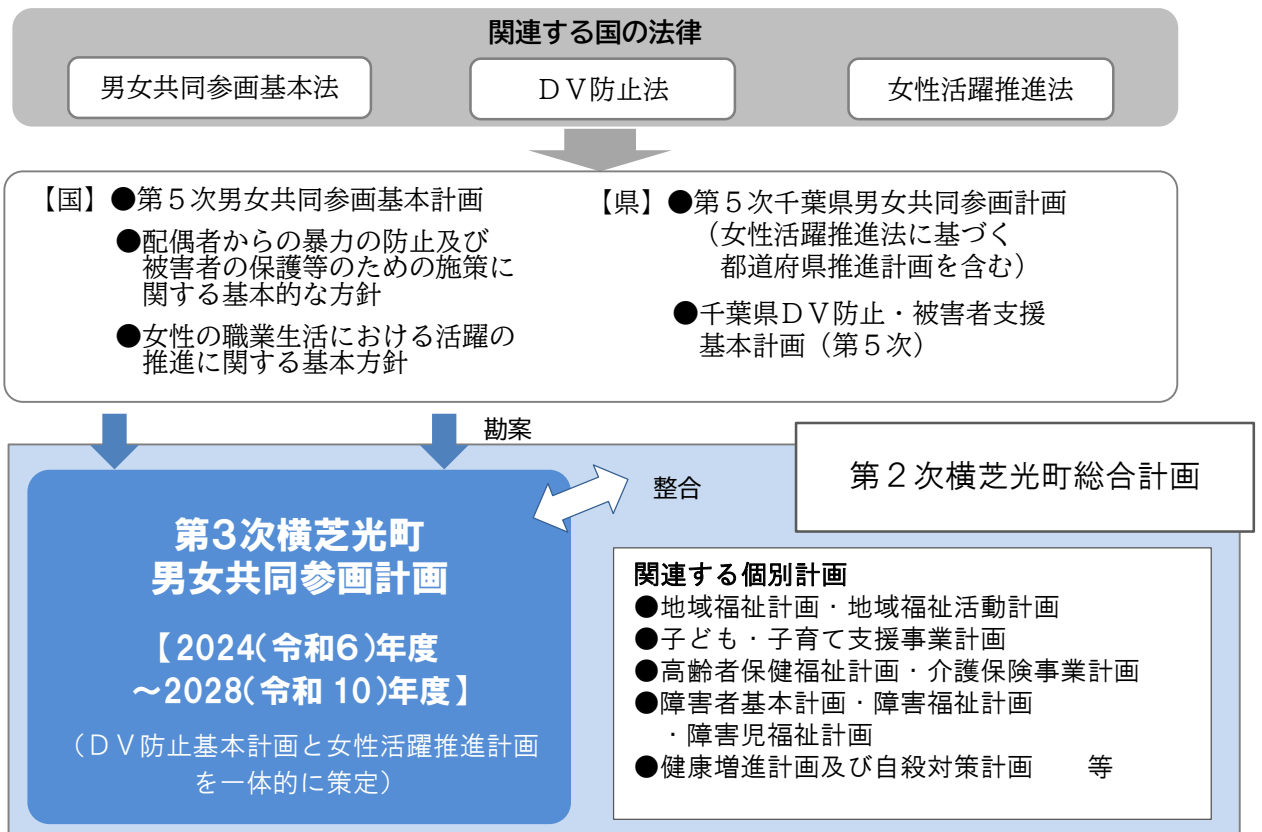
**ひとりひとりが幸せな社会の実現に向けて  
～多様性を認め合い、個性と能力を発揮できる  
豊かで活力ある社会をめざそう～**

男女共同参画・ジェンダー平等は、性別に関わりなく、一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できる、誰もが幸せな社会の基盤となるものです。

町民、事業者、団体、行政が共に考え、行動することにより、多様性を認め合い、住民一人ひとりが個性と能力を発揮することができる、豊かで活力ある誰もが幸せな社会の実現を目指します。

## 2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村計画」であり、横芝光町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、千葉県の「第5次千葉県男女共同参画計画」及び「第2次横芝光町総合計画」との整合性に配慮し、前計画の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。

## 4. 基本目標

本計画の基本理念や本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

### **基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり**

町民一人ひとりが、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、ジェンダー平等や性の多様性など、近年関心の高まる内容を含めた意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育・保育を行うなど、男女共同参画とジェンダー平等を実現するための環境づくりを推進します。

### **基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり**

男女共同参画社会の実現に向けては、政策や方針決定過程やさまざまな活動において男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映されることが重要となります。

町政や事業所における活動だけでなく、地域活動や農業分野を含め、あらゆる意思決定の場における女性の参画促進と女性の活躍に向けた取組を推進します。

また、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる環境を整えるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための積極的な情報発信など、性別にかかわらず男女がともに活躍できる社会づくりを推進します。

### **基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり**

配偶者等に対する暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DVを含むあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。各種のハラスメント含め、暴力の根絶に向けた意識啓発と正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

あわせて、町民の生命を守る防災活動における男女共同参画の推進、生涯にわたる健康づくり、妊娠や出産・子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等への支援を通じ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進します。



## 基本目標Ⅳ 計画の推進

本計画の推進に向けて、すべての人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開できるよう、町、町民、事業者及び民間団体等との連携を強化するとともに、計画の推進にあたっては、国・県や近隣市町村との協力・協働を推進します。

## 5. 重点施策

これまでの男女共同参画の取組内容や指標の達成状況、町民意識調査・町内事業所調査等の結果やそこから見えてきた課題から、本計画においては以下の6つの施策の方向を重点的に取り組みます。

- (1)あらゆる人や場面に向けた男女共同参画意識の啓発
- (2)町政における女性の参画・登用の促進
- (3)男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- (4)女性のチャレンジ支援
- (5)DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実
- (6)高齢者、障害のある人、外国人等への支援

## 6. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
<b>I</b> <b>男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり</b>	1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消	<b>重点</b> ① あらゆる人や場面向けた男女共同参画意識の啓発
		② 男女共同参画に関する情報収集と発信
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	③ 教育・保育における男女共同参画の推進
		④ 家庭や地域における学習機会の充実
<b>II</b> <b>あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり</b>  <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">女性活躍推進計画を含む</span>	3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	<b>重点</b> ⑤ 町政における女性の参画・登用の促進
	4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	⑥ 男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた支援
		⑦ 仕事と育児・介護等の両立支援の充実
		<b>重点</b> ⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
	5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進	<b>重点</b> ⑨ 女性のチャレンジ支援
		⑩ 自営業や農業における男女共同参画の推進
⑪ 地域活動における男女共同参画の推進		
<b>III</b> <b>一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり</b>  <span style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">DV防止基本計画を含む</span>	6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	⑫ 人権尊重と暴力防止の意識づくり
		<b>重点</b> ⑬ DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実
		⑭ ハラスメント防止対策の推進
	7 防災分野における男女共同参画の推進	⑮ 男女共同参画の視点を活かした防災対策の推進
	8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援	⑯ 生涯にわたる性差に応じた健康への支援
		⑰ 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
	9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	⑱ ひとり親家庭への支援
<b>重点</b> ⑲ 高齢者、障害のある人、外国人等への支援		
<b>IV</b> <b>計画の推進</b>	10 推進体制の充実	⑳ 庁内推進体制の強化
		㉑ 町民や企業・団体との連携
		㉒ 国・県・近隣市町等との連携

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ

### 男女共同参画社会とジェンダー平等を

### 実現するための環境づくり

#### 【現状と課題】

- ◆ 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、家庭、仕事、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、町民一人ひとりが、男女共同参画・ジェンダー平等に対する理解・意識を持つことが重要です。
- ◆ 町民意識調査〈2022（令和4）年度〉では、社会の各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」においては54.5%が平等になっていると回答している一方、政治の場、社会通念や慣習、家庭生活の場、職場において、『男性が優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』との回答が半数を超えています。
- ◆ 「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『賛成』の割合が、前回調査〈2014（平成26）年度〉から26.7ポイント減少するなど、固定的な役割分担意識の是正が進みつつあります。一方で、性別や年代でみると年齢の高い男性で『賛成』の割合が高いなど、一部の性・年代では依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。このような固定的な性別役割分担意識や性別による不平等感は、長い時間をかけて形成されてきたものであり、男女の生き方を固定し、男女双方の生きづらさや多様な人生の選択を妨げる要因のひとつとなっています。
- ◆ 町民一人ひとりが男女共同参画の視点や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、男女共同参画・ジェンダー平等意識の醸成を図ることができるよう、さまざまな機会や場面を通じた広報・啓発活動に継続的に取り組む必要があります。
- ◆ 次代を担う子どもたちが男女共同参画・ジェンダー平等の意識や価値観の形成に、保育・教育、家庭や地域の果たす役割が重要となります。家庭や教育の場など、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実が求められます。

## 基本方針1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、若い世代から高齢者までさまざまな世代の町民に対し、多様な媒体や機会を活用した情報発信と意識啓発を行います。

### 施策の方向

① あらゆる人や場面に向けた男女共同参画意識の啓発			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
1	男女共同参画に関する講座の開催等	受講者等啓発者数 年 40 人以上	企画空港課
	男女共同参画社会の実現に向けた講座開催や啓発活動を行います。		
2	町職員向け男女共同参画研修の実施	年 1 回	企画空港課
	町職員に対し、男女共同参画社会の実現に向けた講座開催や啓発活動を行います。		
3	男女共同参画関連図書の特展の開催	年 2 回	社会文化課 (図書館)
	図書館において「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における関連図書の企画展を開催します。		

② 男女共同参画に関する情報収集と発信			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
4	男女共同参画に関する調査等	随時	企画空港課
	男女共同参画に関し、町民や事業者などを対象に調査を実施します。		
5	広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報発信	年 3 回以上	企画空港課
	広報紙や町ホームページ、SNS 等を活用して男女共同参画に関する情報を発信します。		

## 基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

教育・学習の場において、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進するとともに、教職員等への啓発、家庭や地域における男女共同参画に関する教育の充実を図ります。

### 施策の方向

③ 教育・保育における男女共同参画の推進			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
6	保育士への意識啓発	年1回以上	健康こども課
	一人ひとりの個性と能力を育む保育ができるよう、保育士への啓発を行います。		
7	教職員への意識啓発	年間を通じて実施	教育課
	一人ひとりの個性と能力を育む指導ができるよう、教職員の意識向上を図ります。		
8	人権教育・道徳教育の充実	年間を通じて実施	教育課
	小中学校において、児童・生徒がお互いに尊重し、個を大切にす意識を醸成します。		
9	個を生かしたキャリア教育の推進	小中学校で年1回	教育課
	「キャリアパスポート」の活用や職場体験等を実施し、児童・生徒一人ひとりの興味・関心や能力に合わせたキャリア教育の充実を図ります。		

④ 家庭や地域における学習機会の充実			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
10	ウエルカムベビークラスの開催	年5回	健康こども課
	妊娠8か月頃の妊婦とその配偶者や家族が集まり、出産に向けての準備・産後の生活についての指導やお互いの情報共有（友達づくり含む）を行い、出産直後からのスムーズな子育てを支援します。		
11	男女共同参画に関する生涯学習講座の開催	受講者数 年60名程度	社会文化課
	男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習講座を開催します。		

**指 標**

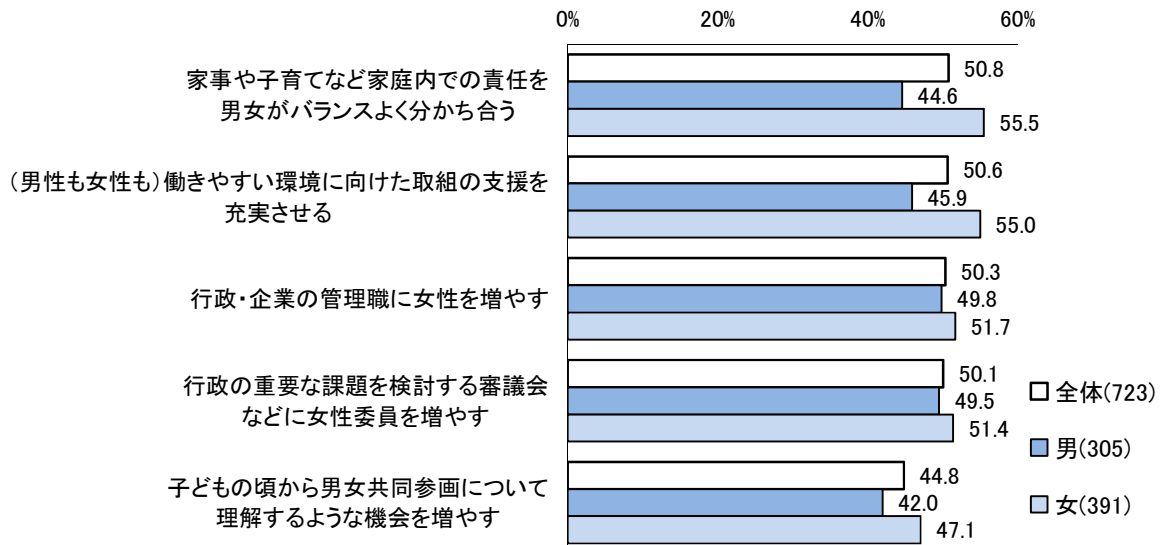
指 標 名	実績値	目標値
	2022(令和4)年度	2028(令和10)年度
固定的な性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人の割合	男性 55.1% 女性 69.8%	男性 70% 女性 80%
思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、『そう思う*』と回答した児童・生徒の割合 (「そう思う」と「ややそう思う」の合計)	小学生 96.2% 中学生 98.7%	小学生 98%以上 中学生 98%以上

## 【現状と課題】

- ◆ 国は2003（平成15）年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、男女共同参画政策を推進してきましたが、現在においてもその目標は達成できておらず、特に政治・経済分野における取組の遅れが指摘されるなど、政策・方針決定過程における女性の参画は、今なお大きな課題となっています。
- ◆ 本町においては、第2次計画で審議会等委員への女性の登用割合を2023（令和5）年度までに30%とする目標値を定め登用の促進に努めましたが、2022（令和4）年度現在19.4%と未達成であり、今後も継続してより一層の推進が求められます。
- ◆ 2015（平成27）年8月に施行された「女性活躍推進法」は、少子高齢化による労働力不足などを背景に、女性の職業生活における活躍を推進するための法律です。本町では働く女性が多いことから、個人の能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会づくりが求められます。
- ◆ 町民意識調査では、女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこととして、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」や「（男性も女性も）働きやすい環境に向けた取組の支援を充実させる」との回答が特に女性で多くなっています。

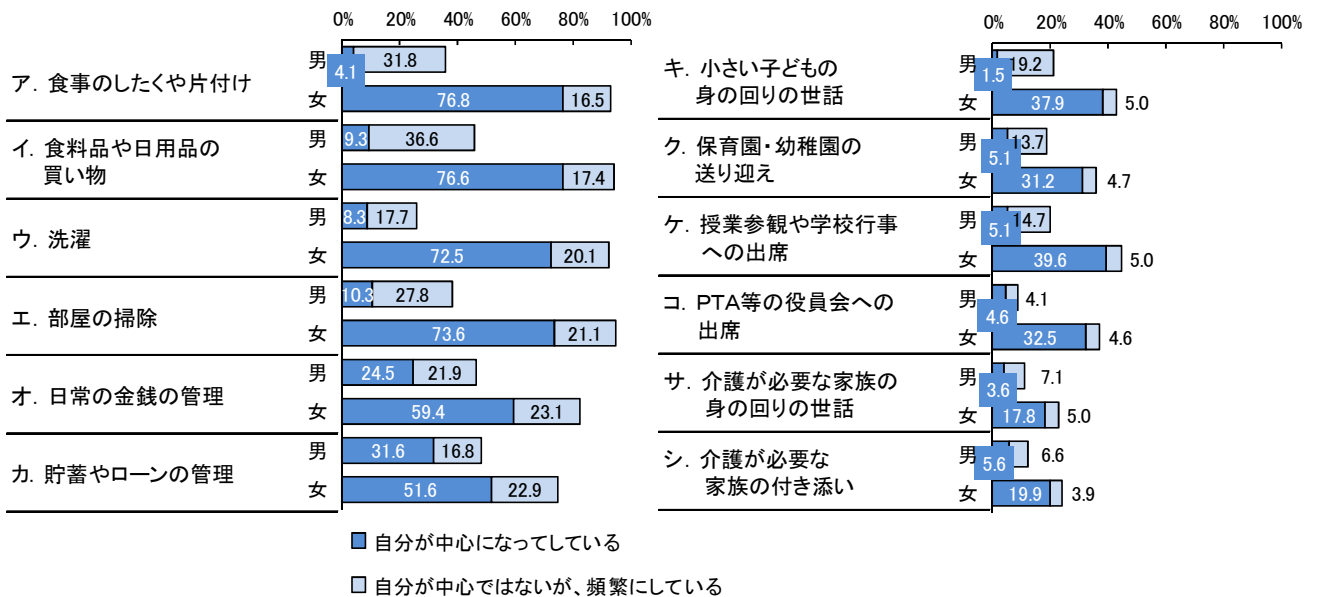
一方で、家庭生活（家事・子育て・介護等）の役割分担については、すべての項目において、女性が中心になって行っている割合が高く、家庭内での役割分担については、依然として女性に偏りがある状況が見られます。
- ◆ 町では、特定事業主行動計画に基づいて、性別に関わらず個性と能力が十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲と能力のある女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得を推進しています。
- ◆ 女性が働きやすい環境は、すべての人が働きやすい環境へとつながることから、労働者や企業・事業者に向けた雇用環境や両立支援に関する啓発、女性の就労支援を行うことで、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。併せて、男性の育児休業取得の促進や子育て・介護に関する支援等を通じて、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

## 女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと(上位5項目)【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

## 家庭・育児・介護等の役割分担【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)



### 基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

町政における意思決定過程に多様な視点を反映することができるよう、町職員における管理職や審議会等の委員において男女比に偏りが生じないように、積極的な女性の登用を行います。

#### 施策の方向

⑤ 町政における女性の参画・登用の促進			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
12	町職員における女性管理職の登用促進	外部研修への参加 随時	総務課
	「横芝光町特定事業主行動計画」に基づき、個々の実情に応じた人材育成を図りながら外部研修への積極的な参加を呼びかけ、意欲と能力のある女性を積極的に登用します。		
13	審議会等への女性の登用の促進	庁内周知の実施 年1回以上	企画空港課
	審議会や委員会等への女性の登用向上に向け、庁内関係各課へ働きかけます。		

## 基本方針4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭や地域生活との両立）が実現できるよう、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、仕事と家庭の両立支援制度や労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入など、商工会やハローワークなどの関係機関との連携による事業主への情報提供・啓発や働きかけを行います。

また、働きながら安心して出産・子育て、家族の介護等が行えるよう、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供を推進します。

### 施策の方向

⑥ 男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
14	町職員に対するワーク・ライフ・バランス研修 職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持ち、充実した仕事と生活が送れるよう研修を実施します。	年1回	総務課
15	男女共同参画推進賛同事業所の増加 町商工会等の関係機関と連携し、事業所に対する支援を行い男女共同参画推進賛同事業所の増加を図ります。	年1事業所以上	企画空港課
16	事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 町商工会と協力して、事業所に対しワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場環境に関する情報提供をします。	年2回	産業課

⑦ 仕事と育児・介護等の両立支援の充実

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
17	介護サービス関連情報提供の充実	研修への参加 年 15 回	福祉課
	地域包括支援センターの機能強化を推進し、介護者の適切な負担軽減を図れるよう適切な相談体制及び情報提供を行います。		
18	認知症総合支援(認知症サポーター養成講座の開催)	講座開催数 年 10 回	福祉課
	認知症の正しい知識の普及・啓発を図るとともに地域での支え合い、温かい見守り体制づくりを進めます。		
19	障害のある子どもの放課後等の居場所づくり	提供事業所数 3ヶ所	福祉課
	放課後デイサービス等の施設において、学齢期の児童に対し、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を提供します。		
20	子育て支援サービスの充実	妊娠・産後のアンケートと全員面接	健康こども課
	妊娠・出産・産後・子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て支援情報アプリ（よこびか子育て支援情報アプリ）を利用し情報発信を行います。	アプリの利用率の増加	
21	保育サービスの充実	保育所(園)及び認定こども園における地域子育て支援拠点実施数 1 か所	健康こども課
	保護者が安心して就労できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	一時預かり実施数 1 か所	
		延長保育実施数 6 か所	
		病児保育実施数 1 か所	
22	児童クラブの充実	支援員研修の参加 年 2 回以上	健康こども課
	保育内容の更なる充実を図るため、放課後児童クラブ支援員の資質の向上を目指します。		

⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
23	町男性職員の育児休業の取得促進	随時提供	総務課
	「横芝光町特定事業主行動計画」に基づき、育児休業が取得しやすい環境の整備を図りながら育児休業の取得を積極的に促進します。		
24	男性の家事等への参画の理解の促進	受講者数 年 20 人以上	企画空港課
	講座の開催やチラシの配布等の情報発信・啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。		
25	家族介護者への支援	年 1 回	福祉課
	家族介護者の交流の場を設け、不安の解消や相談支援につなげます。		
26	父子健康手帳の交付	妊娠期の面談で 配付	健康こども課
	妊娠届出時に父子健康手帳を配布し、妊娠期から男性の家事・育児の推進について周知を行います。		
27	ウエルカムベビークラスへの父親の参加促進	年 5 回	健康こども課
	妊娠 8 か月頃にウエルカムベビークラスに父親の参加を促し、出産・育児に向けての知識の普及や家庭への支援を行います。		

## 基本方針5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

女性がライフプランに応じた働き方を実現することができるよう、就業や再就職等に関する相談支援からキャリア形成に向けた支援を行うことで、女性のチャレンジを支援します。

自営の商工業や農業においては、女性が重要な担い手であり、地域の活性化においても大きな役割を果たしています。経営や方針決定過程に参画し、担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や就業環境のパートナーシップの確立について働きかけを行います。

少子高齢化の進行と社会の急激な変化とともに、地域活動のあり方も大きく変わっています。地域の実情に応じてあらゆる世代が地域活動に関わることができるよう、取組を支援します。

### 施策の方向

⑨ 女性のチャレンジ支援			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
28	女性の就業に向けた講座等の開催	年1回	企画空港課
	女性の職業生活における活躍を推進するため女性の就業に向けたスキルの取得等を支援する講座等を開催します。		
29	就労を希望する女性への就職支援	受講者数 年2人程度	産業課
	就労を希望する女性向け近隣市町と共催でセミナーの開催や、情報提供をします。		

⑩ 自営業や農業における男女共同参画の推進			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
30	家族経営協定、就業規定等の締結等の支援	5 農業経営体支援	産業課
	男女がともに働きやすい営農環境の実現に向けて、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境についての取り決めの締結等を支援します。また、締結された協定の適切な見直しについての啓発を行います。		
31	創業の支援	受講者数 5人	産業課
	町商工会と協力しての起業を検討している方への講座開催や啓発活動を行います。		

### ⑪ 地域活動における男女共同参画の推進

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
32	地域コミュニティ活動団体への支援	年 5 団体	企画空港課
	地域コミュニティ活動団体への支援を行い、多様な人の活動への参加を促進します。		
33	ボランティア活動の強化と促進	ボランティア養成 講座 年 2 回	福祉課(社会 福祉協議会)
	地域活動に参画する機会を充実させるため、ボランティア会員の増員を目指すとともに活動の強化を図ります。		
34	地域活動への紹介や広報啓発の実施	広報紙やホームページへの掲載 年各 4 回	福祉課(社会 福祉協議会)
	地域活動への参画を推進するため、広報紙やホームページ等により活動の情報を提供し、周知を図ります。		
35	シニア世代の地域活動と社会参加の促進	年間活動状況の 把握及び支援 38 組織	福祉課(社会 福祉協議会)
	シニア世代の能力と経験を活かした社会参加組織である生き生きクラブ等への活動支援を行います。		

### 指 標

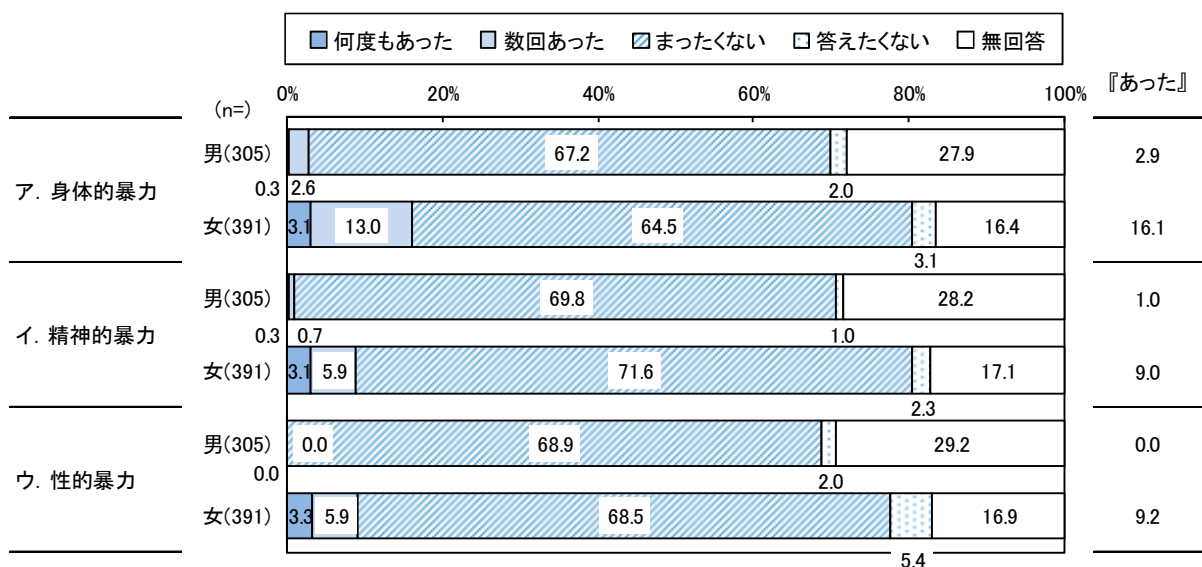
指 標 名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
女性管理職員※(行政職)の割合 ※副課長、主幹級以上	8.16%	30%
各種審議会などの女性委員の割合	19.4%	40%
男性職員の育児休業取得率	0%	85%
家族経営協定新規締結数(計画期間累計)	—	5件
自治会長における女性の割合	3.4% (3人/89人)	10%

## 【現状と課題】

- ◆ 暴力は、個人の人権に対する最大の侵害であり決して許される行為ではありません。町民意識調査では、配偶者やパートナーから身体的暴力を受けたことがあったとの回答は、女性が16.1%、男性が2.9%でした。そうした配偶者等からの暴力（DV）を経験した人のうち、約6割は「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」としています。
- ◆ DVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントは、被害者本人からの訴えがないと、支援につながらず、問題が潜在化・長期化しやすい傾向があります。DVについては、同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。相談の形態が複雑化・多様化している現状を踏まえ、庁内の関係各課、警察や地域配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、被害者の自立を支援する必要があります。
- ◆ 近年、日本の各地では、毎年のように大きな自然災害が発生しており、地域住民の防災意識は高まっています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。そうした課題を受け、国においては、2020（令和2）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が公表され、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや避難所運営や自主防災組織において女性の視点を活かした取組を行うことが求められています。
- ◆ 男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。特に女性は、妊娠・出産などライフステージにごとに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、その健康づくりを支援し、安心して子どもを産み育てていくことができる環境づくりが必要となっています。
- ◆ 全国的に、男女の雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差等を背景として、女性はより貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。国の男女共同参画白書においても、子どもを養育することが多い女性のひとり親世帯や高齢女性の単独世帯で経済的な困難を抱える割合が高いことが指摘されています。

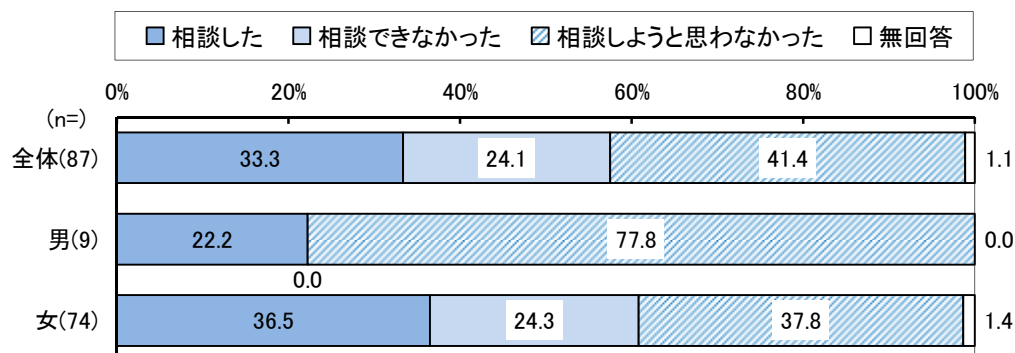
- ◆ 町民意識調査においても、自分の老後について不安に思うこととして、「健康のこと」や「生活費のこと」が特に多くあげられています。少子高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者が増加し、人間関係の希薄化を背景に地域での孤立が懸念されることから、住み慣れた地域で、健康に自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、きめ細かい支援を行う必要があります。
- ◆ ひとり親世帯や障害があつたりや高齢であること、外国人であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な困難を抱えることがないように、配慮した上で支援することが重要となっています。

### DVを受けた経験【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

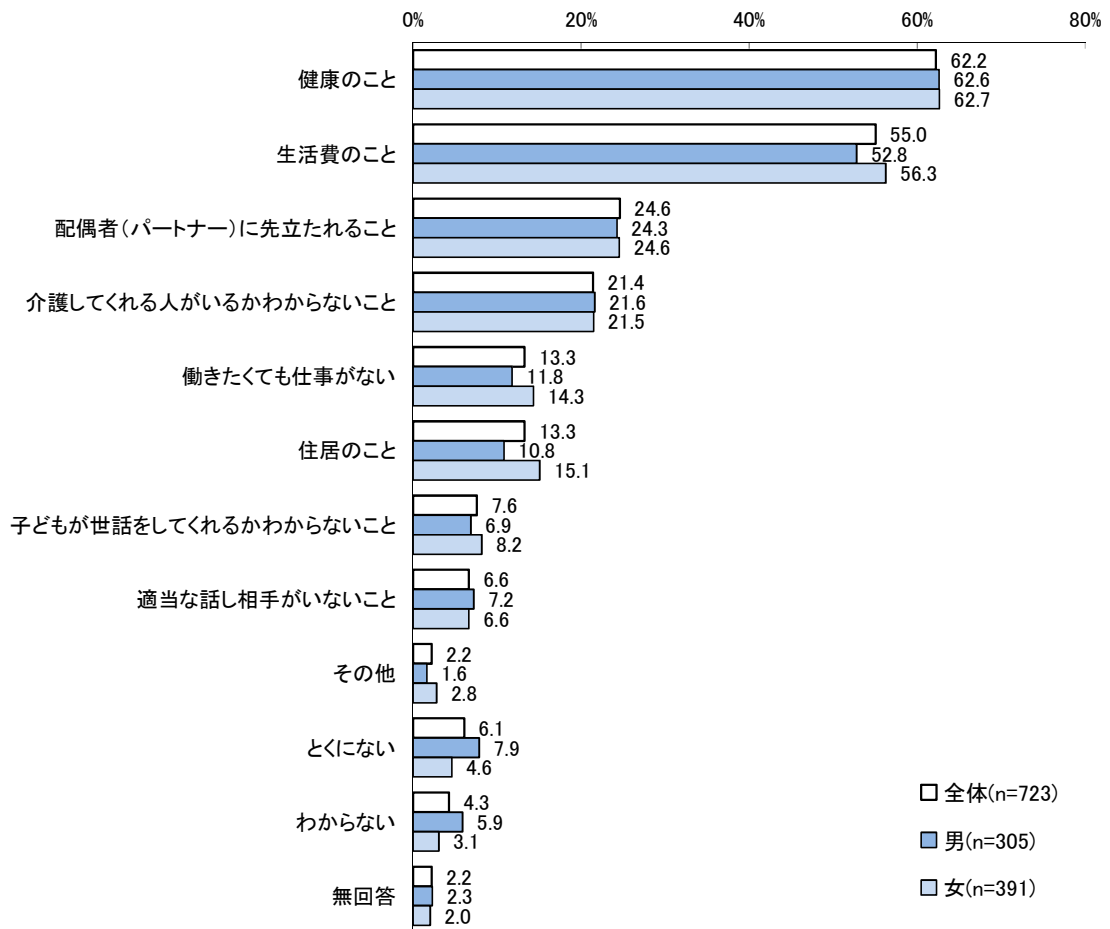
### DVの相談状況【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)



## 自分の老後について不安に思うこと【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

## 基本方針6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題のひとつとなっています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV防止対策については、被害者・加害者にならないための啓発に努めるとともに、DV被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実をはじめ、被害者の保護・自立に向けた支援を行います。

合わせて、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向けた情報提供や安心して相談できる体制づくりに努めます。

### 施策の方向

⑫ 人権尊重と暴力防止の意識づくり			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
36	人権尊重の意識づくり	年2回	住民課
	人権に関する啓発活動をします。		
37	小学生に向けた人権尊重の意識づくり	町内全校	住民課
	町内各小学校で人権教室を実施します。		
38	DVに関する啓発	年1回以上	福祉課
	広報紙やホームページ、パンフレット・ポスター掲示等により、周知を図ります。		
39	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるDV防止に関する意識啓発	年1回	福祉課
	DVは人権侵害であることを周知するため、「女性に対する暴力をなくす運動」月間にDV防止啓発を実施します。		
40	若年層へのデートDVに関する意識啓発	年1回以上	福祉課
	パンフレットの配布及びポスター掲示により、周知を図ります。		
41	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待防止推進 月間(11月) 年1回	健康こども課
	広報誌やホームページ掲載、各戸回覧やパンフレット、ポスター等の掲示により周知を図ります。		

⑬ DV・児童虐待等の被害者からの相談・支援体制の充実			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
42	DVに関する相談窓口の充実	DV相談カード 配置枚数 年2,000枚以上	福祉課
	相談窓口を周知するとともに、DV被害者に利用可能な各種制度等の情報を提供し、問題解決と被害者の自立支援をはかります。		
43	DV相談職員の相談技術の向上	DVに関する研修 への参加 年3回以上	福祉課
	国・県関係機関が開催する研修等に積極的に参加し、職員の資質や相談技術の向上を図ります。		
44	DV被害者の緊急避難支援	DV被害者支援の ための連絡会議で の情報共有 年1回	福祉課
	地域配偶者暴力相談支援センター（健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援施設、中核地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、被害者に適切な支援を行うとともに、状況に応じた緊急避難支援を行います。		
45	DV被害に係る関係機関との連携	関係機関との情報 連携 随時	福祉課
	DV被害者に対し迅速・適切に対応するため、関係機関と情報を共有しながら連携し、体制強化を図ります。		
46	生徒指導委員会の実施	年3回	教育課
	生徒指導委員会を開催し、関係機関と連携して児童・生徒の支援体制の充実を図ります。		
47	子育て世代を対象とした相談事業の実施	週2回	教育課
	子育て世代を対象に、家庭教育や子育てに関する相談窓口の充実を図ります。		
48	DV・児童虐待等相談支援体制の強化	こども家庭センタ ーの設置	健康こども課
	こども家庭センターの要件である統括支援員の確保に努めると共に、専門職員を配置し相談支援体制の充実を図ります。		
49	DV・児童虐待担当職員の相談技術の向上	研修への参加 年4回以上	健康こども課
	国や県が開催する研修等に参加し、担当職員の資質や相談技術の向上を図ります。		

#### ⑭ ハラスメント防止対策の推進

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
50	町職員への各種ハラスメント防止に関する啓発・研修 職員一人ひとりがハラスメントに対する基礎知識を持ち、職場内でのハラスメント等の防止に関する情報の提供及び研修を実施します。	随時提供 研修 年1回	総務課
51	事業所への各種ハラスメント防止に関する情報提供 町商工会と協力して事業所へ、ハラスメント防止に関する情報提供をします。	年2回	産業課
52	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止 各小中学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の周知や教職員の共通理解を図ります。	年間を通じて実施	教育課

## 基本方針7 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災体制を整備するため、防災の方針決定の場である防災会議や避難所運営・自主防災活動における女性の参画を促進します。

### 施策の方向

⑮ 男女共同参画の視点を活かした防災対策の推進			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
53	<b>防災分野への女性の参画</b> 地域防災計画の改定等において、内容を審議する防災会議委員のうち、女性委員の登用の拡充を目指します。	防災分野における女性人材発掘(随時)	環境防災課
54	<b>避難所運営における男女共同参画の促進</b> 避難所における女性の視点を取り入れた運営体制を構築するため、町女性職員の参画を図り、協議及び訓練を計画します。	年1回	環境防災課
55	<b>自主防災活動への支援と参画促進</b> 地域自主防災組織について、女性の視点を取り入れた運営体制を構築することを支援し、女性の参画を図ります。	自主防災組織新規設立の支援 1団体以上	環境防災課

## 基本方針8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援

男性と女性では異なる身体的特性があり、性差に応じた健康課題があることから、心身の大きな変化が生じる若い世代に向けた健康教育やそれぞれの性に特有のがん予防に向けた各種の取組の推進により、生涯を通じた健康づくりを支援します。

また、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない母子保健・子育て支援サービスの充実により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

### 施策の方向

⑩ 生涯にわたる性差に応じた健康への支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
56	思春期教育の実施	各中学校 年1回	健康こども課
	生涯を通じた心身の健康増進を図るため、中学生を対象に思春期のからだや心の変化、命の大切さについて学ぶ思春期教育を実施します。		
57	HPV ワクチンの接種勧奨	町広報紙 1回	健康こども課
	HPV ワクチンの周知をします。 子宮頸がんワクチン未接種者への受診勧奨を行います。	公式ホームページ 1回 受診勧奨通知 年1回	
58	女性特有のがん予防に向けた健康支援(検診・ワクチン接種)	集団検診・個別検診の周知	健康こども課
	乳がんや子宮頸がんなど女性特有のがんの集団検診・個別検診を実施します。また、満21歳を迎える方を対象に、子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布します。	子宮頸がん検診無料 クーポン券の配付 年1回	
59	性差に応じた健康支援の推進(前立腺がん検診・骨粗しょう症検診等)	各種検診の周知 町広報紙 1回	健康こども課
	住民健(検)診において、前立腺がん検診や骨粗しょう症検診など性差に応じた検診を実施します。	公式ホームページ 1回 各世帯に検診案内 パンフレットの配布	

⑰ 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
60	産後ケア事業の推進	妊娠届出時・妊娠 8か月児アンケート時・出産後面接 時で個別に周知	健康こども課
	出産を終えた母親が身体の回復と心理的な安定が 図れるよう、助産師による専門的な支援を宿泊 型、訪問型、デイケア型により行います。		
61	母子の健康管理の実施(妊婦子育て家庭への伴走 型支援)	妊娠初期、妊娠後 期、出産後に全数 アンケート実施	健康こども課
	妊娠期から出産育児までの相談をワンストップで 受け、ニーズに応じた必要な支援につなげます。		
62	妊活サポート事業の推進	公式ホームページ に掲載(年1回)、 相談のあった方に 個別に案内	健康こども課
	不妊に悩む夫婦に対し、保険診療治療費等のうち 自己負担分に対する一部助成を行います。		

## 基本方針9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、高齢や障害、性的指向・性自認に関すること等を理由により困難を抱える方が、生涯を通じて安心して生活を送ることができるように環境づくりを推進します。また、外国人住民に対し、わかりやすい情報提供や交流機会の創出など、多文化共生を推進し、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指します。

### 施策の方向

⑱ ひとり親家庭への支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
63	ひとり親家庭に対する就労支援	年1回以上	健康こども課
	ハローワーク千葉と連携して、就労支援に関する臨時相談窓口をプラムに開設し、相談機会を設けます。		
64	ひとり親家庭に対する各種支援の周知	年2回以上	健康こども課
	母子・父子自立支援事業等各種支援制度について周知を図ります。		

⑲ 高齢者、障害のある人、外国人等への支援			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
65	元気☆はつらつ運動教室の開催	月4回開催	福祉課
	高齢者がができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。		
66	障害のある子どもの療育体制の充実	療育支援コーディネーター配置 1名	福祉課
	「香取海匠地域療育システムづくり検討会」を活用し、障害のある児童等の地域生活支援の促進を図ります。また、療育支援及び移行期の関係機関との連携を円滑に行うため、療育支援コーディネーターを増員して配置します。		
67	児童発達支援センターの整備	1カ所設置	福祉課
	児童発達支援センターを整備し、地域の実情に応じた療育支援体制の強化を図ります。		
68	障害のある人の就労・社会参加機会の充実	山武圏域自立支援協議会就労部会への参加 年6回	福祉課
	障害のある人の就労を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、福祉関係機関との連携強化を図り、相談や情報提供を通して、一般就労や福祉的就労等の機会の充実を図ります。		



事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
69	基幹相談支援センターの運営	連絡会議への参加 年2回	福祉課
	障害のある人からの相談に対し、きめ細かな対応ができるよう、専門職を配置した基幹相談支援センターを2022（令和4）年度に設置しています。山武地域内で情報連携を行い、広域間支援体制を構築します。		
70	外国人住民への情報提供	広報紙やホームページへの掲載 年1回以上	企画空港課
	外国人住民に向けたわかりやすい情報提供を行います。		
71	LGBTに対する理解の促進	広報紙やホームページへの掲載 年1回以上	企画空港課
	性の多様性などLGBT（性的マイノリティ）に対する正しい理解の促進に向けた啓発を行います。		
72	保健推進員活動の充実	研修会 年2回実施	健康こども課
	地域ぐるみの健康づくりを推進する保健推進員の育成に努め、地域における健康な暮らしを支援します。		

## 指 標

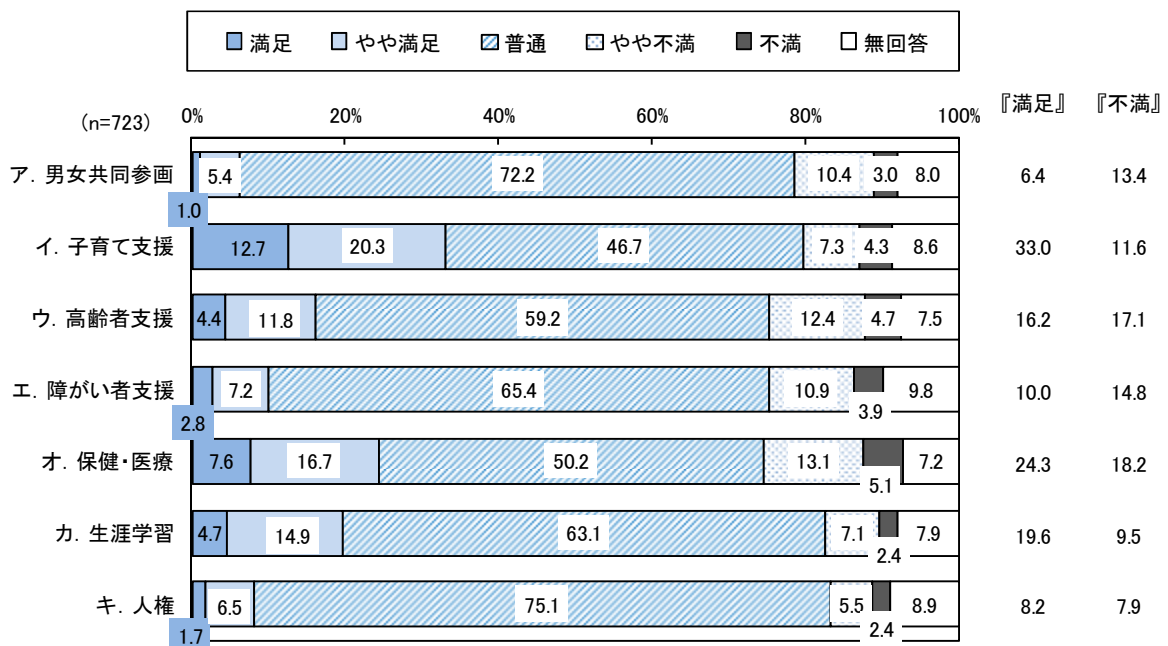
指 標 名	実績値	目標値
	2022(令和4)年度	2028(令和10)年度
DVを経験した人のうち 受けた行為について相談した人の割合	33.3%	50%
地域防災会議における女性委員の割合	17.9% (5人/28人)	30%
女性特有のがん検診受診率	乳がん 44.6% 子宮頸がん 33.7%	40%以上

## 基本目標Ⅳ 計画の推進

### 【現状と課題】

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた施策は、人権、子育て、労働、福祉、教育など町政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進にあたっては、町民、事業所、各種団体、行政が連携して広く地域社会において取り組むことが不可欠です。
- ◆ 町民・事業所・各種団体等の幅広い理解と協力のもと、男女共同参画施策について継続的に普及啓発を図るとともに、施策を進めていくうえで必要な意見・情報交換を行い、国や県、近隣市町とも連携しながら各種施策を推進していきます。
- ◆ 町民意識調査では、男女共同参画に関する町の取組への満足度として、「普通」が72.2%で最も多く、『満足』との回答は6.4%にとどまります。

町の取組への満足度



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」  
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

## 基本方針 10 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで達成できるものではないため、町民をはじめ、町内の事業者や関連団体等との連携や協働により本計画の取組を推進していきます。

本計画の広範な分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、全ての職員が男女共同参画・ジェンダー平等意識を持って業務を行うことを全庁的に促進するとともに、庁内の各担当課委員で構成される「男女共同参画計画検討委員会」において施策の推進や進捗管理、情報交換を行います。

また、学識経験者や町民等から構成される「横芝光町男女共同参画推進会議」を設置し、計画の進捗状況の報告と施策のあり方等について意見をうかがうことで、施策の評価と充実に努めます。さらに、国や県、近隣市町等の取組の動向を十分に踏まえ、より効果的な展開が図れるよう取り組んでいく必要があり、連携して本計画を推進していきます。

### 施策の方向

⑩ 庁内推進体制の強化			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
73	計画の進捗管理 毎年度計画に位置付けた各事業の取組状況を推進会議に報告します。また、検討委員会を開催し、庁内の連携を図ります。	推進会議開催 年1回 検討委員会開催 年2回	企画空港課
⑪ 町民や企業・団体との連携			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
74	男女共同参画推進会議への町民や企業・団体の参画 委員の登用にあたっては、町民からの公募委員や企業・団体からの推薦委員の参画を促進し、多様な意見を反映します。	任期に併せ公募の実施	企画空港課

② 国・県・近隣市町等との連携			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
75	国・県・他市町村との連携	会議等参加と 事業実施 年3回以上	企画空港課
	研修会や会議へ参加し、情報交換を行い、より効果的な施策を展開します。 千葉県男女共同参画地域推進員と連携し、啓発活動を実施します。		

### 指標

指標名	実績値	目標値
	2022(令和4)年度	2028(令和10)年度
男女共同参画に対する住民満足度 (『満足』や『普通』の増加、『不満』の減少)	78.6%	80%以上